

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400001	総務省	行政困りごと相談の処理状況等の連絡 と文書による通知	総務省設置法	総務省の行う行政相談は、総務省設置法第4条第21号の規定に基づき、各行政機関等の業務に関する苦情の申出に応じ、その解決を促進するため必要なあつせんを行うものである。なお、苦情の受付及び回答は、口頭又は書面により行っている。	d	-	総務省の行う行政相談は、来訪、電話、手紙、電子メール等多様な方法により受け付けているが、苦情等の内容は個々に異なるものであり、その内容に応じて、法令・制度の詳細な検討、現地確認、事実関係や法令・制度の見直し等について関係機関との意見交換を行った上で必要なあつせんを行うものである。その処理には、一定の期間を要するものもあることから、処理が長期間にわたると見込まれる場合には、必要に応じ、相談者に対し、中間回答を行うなどの措置を講じている。 なお、苦情の申出及びその処理は、国民の権利を制限したり義務を課したりする行政庁の行為とは異なるものである。	-	行政相談について、結果をホームページや書面にて回答する等、制度を明確化・透明化することについて改めて検討され、示されたい。	d	-	行政相談の内容には、相談者の氏名や私人の秘密に属する事項が含まれることから、相談者の個人情報の漏洩に係る懸念を除去し、安心して相談できるようにするため、行政相談情報の守秘には特に配慮することが要請されているところである。したがって、個別の行政相談の内容及び対応の結果を一般的にホームページなどで公表することは適当でないと考ええる。 また、行政相談に対する回答の方法については、単純な問い合わせ等その内容によっては口頭で回答の方が適当な相談案件を除き、これまで原則として書面によって行うよう管区行政評価局・行政評価事務所を指導しているところである。 なお、繰り返しになるが、行政機関等に対する苦情の申出及びその処理は、国民の権利を制限したり義務を課したりする行政庁の行為とは異なるものであり、これを規制として取り扱うことは適当でないと考ええる。
z0400002	総務省	歳入の徴収又は収納の委託範囲の拡大	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	法令又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除き、公金の徴収・収納事務を私人に取り扱わせてはならない。	d	-	要望に掲げられている収入の性質が当然としないものであるが、地方自治法施行令第158条に掲げられている使用料・手数料と整理されるものであれば、現行でも対応可能である。	-	・回答では、現行においても、地方自治法施行令第158条に掲げられている使用料・手数料と整理されるものであれば、現行でも対応可能であるとされているが、 地方自治法施行令第158条に掲げられている使用料・手数料の定義が不明確であり、要望主体のこの講座受講料等がそれらに該当するかどうか不明である。使用料・手数料の定義および要望主体のこの講座受講料等が使用料・手数料に該当するかどうか具体的に示されたい。 要望内容は、施行令に列挙された項目に準ずるものに対して公金の徴収又は収納委託を可能とする要請が高まっており、また委託を認めたことの一事をもって、公金の取扱いの公正さが害されたり、責任の所在が不明確になる等の弊害が生じるとは思えないので、講座受講料、幼稚園授業料、公園占用料、入場料、派遣料（訪問入浴車）、その他これに類する歳入の徴収又は徴収について民間への委託が可能となる措置を求めているものであり、このような方向での具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえ、新たな対応策が必要である場合には実施時期について、その時期となる理由も含めて	d	地方自治法上の使用料については同法第225条に、また、手数料については、同法第227条にその定義が明確に規定されている。提案にある収入がこれらに規定する使用料又は手数料に該当するものなのか、地方公共団体において決定されているものであるため、まず、提案主体においてどのように取り扱われているのが確認されたい。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400001	総務省	行政困りごと相談の処理状況等の 連絡と文書による通知	5009	50090002	11	佐藤栄司	2	行政困りごと相談の処理状況等の連絡 と文書による通知	行政評価事務所に「お手紙でどうぞ 行 政困りごと相談」により相談案件を送付 した場合、担当者が誰で、どのように処 理されているのか、あるいは、相談の対 象にならない事項なのかについての連 絡と、措置結果については文書で通知 する等制度を明確にしてほしい。		行政評価事務所に「お手紙でどうぞ 行 政困りごと相談」により相談案件を文書 で送付しても、いつまでも全く何も連絡 が来ない場合があり、文書を単に提出し ただけで相談に至らない場合がある。	
z0400002	総務省	歳入の徴収又は収納の委託範囲 の拡大	5012	50120001	11	高浜市	1	私人の公金収納事務の委託範囲の拡 大	地方自治法施行令第158条により、歳 入の徴収又は、収納委託が認められて いるが、その項目が同条に列挙されたも のに限定されている。現在では、指定 管理者制度等、公共における民間活力 の活用が増大しており、施行令に列挙さ れた項目に準ずるものに対して公金の 徴収又は収納委託を可能とする要請が 高まっている。また、第159回国会に提 出された児童福祉法の一部改正におい て提案されている保育料収納事務の私 人への委託同様に、幼稚園授業料収納 事務も私人への委託を認める必要性が あり、また、認めたことの一事をもって、 公金の取扱いの公正さが害されたり、 責任の所在が不明確になる等の弊害が 生じるとは思えない。そこで、講座受講 料、幼稚園授業料、公園占用料、入場 料、派遣料（訪問入浴車）、その他これ に類する歳入の収納又は徴収につい て、私人への委託が可能となる措置を 要望する。	アウトソーシング及び指定管理者制度を 活用していくうえで、私人の取扱える徴 収又は収納事務が限られているのが現 状であり、その他これらに類する歳入の 徴収及び収納について可能とすることに よって公共における民間活力の導入が 加速するとともに雇用の創出が図られる ことによる効果が期待され、市民サービ スの向上に繋がる。	現状では、地方自治法施行令第158条の列 挙事由に該当しない講座受講料、幼稚園授 業料、公園占用料、入場料等は、市の出納職 員が取扱わざるを得ず、アウトソーシングに よる公共事務の削減・公共事業の円滑化が 不十分な状態となっている。アウトソーシ ングを積極的に推進している本市において、市の 事務事業の見直しを図るうえでの障害とな り、事務の軽減及び効率化に限界がある。ま た、アウトソーシング等により委託される業者 にとっても、制限によって公金の取扱いができ ず、市の職員に任せられるのであれば、結局 委託された事務事業を遂行するにつき市の 職員の配置を考えたりしなければならず、必 ずしも円滑な遂行が可能な状況とはなってい ない。また、徴収又は収納委託を私人に委託 したとしても、市が行う事業であることはか らも十分に見ることができる筈であって、その こと一事をもって責任の所在等が不明確にな るとはいえない。さらに、地方自治法施行令 第158条列挙事由以外の公金について、私 人に徴収又は収納を委託したとしても、委託 先の選択さえ適切であれば、公金の取扱いに 不正・不公正が生じるともいえない。いづれ にしても、アウトソーシングが全国的に展開さ れている今、私人への信用も高まっており、地 方自治法施行令第158条列挙事由以外のも のについて、列挙事由と同様に私人への徴 収又は収納委託する要請は強い一方で、列 挙事由とそれ以外のものについて特に区別 をして、徴収又は収納の委託を禁ずべき弊 害は生じていないといえる。したがって、講座 受講料等の収納又は徴収に関して、私人へ の委託が可能となる措置を要望する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0100002	総務省	歳入の徴収又は収納の委託範囲の拡大	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	法令又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除き、公金の徴収・収納事務を私人に取り扱わせてはならない。	c		要望に掲げられている収入の性質が判然としないものであるが、地方自治法施行規則の別記に掲げられている諸収入であれば、現行でも認められているものもある一方、過料等の公権力の行使に基づく収入もあり、その性質は様々であるため、この収入に係る徴収・収納事務を包括的に私人に委託することを認めることはできない。		・回答では、地方自治法施行規則の別記に掲げられている諸収入であれば、現行でも認められているものもある一方、過料等の公権力の行使に基づく収入もあり、その性質は様々であるため、この収入に係る徴収・収納事務を包括的に私人に委託することを認めることはできないとされているが、 要望内容は、施行令に列挙された項目に準ずるものに対して公金の徴収又は収納委託を可能とする要請が高まっており、また委託を認めたことの一事をもって、公金の取扱いの公正さが害されたり、責任の所在が不明確になる等の弊害が生じるとは思えないので、諸収入の収納又は徴収について民間への委託が可能となる措置を求めているものであり、このような方向での具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえ、新たな対応策が必要である場合には実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	私人へ徴収又は収納の事務を委託することができる収入については、当該収入の性質等を勘案し適宜検討することとしたい。	
z0400003	総務省	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定	地方自治法第158条	普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。	c		地方自治法においては、長と議会の二元的代表制という基本構造の中でそれぞれが担うべき事務・権限等を定めているが、長の専決処分は議会の議決を経ることが客観的に困難又は不可能な場合に例外的に認められるものである。 従って、このような事由がない場合において、長の直近下位の内部組織の基本的事項を定める条例について、長の専決処分を認めることが、地方公共団体の内部組織のあり方を規定する条例の制定又は改廃を通じた議会の監視機能を蔑ろにするものであり、認めることはできない。		要望者は、以下のとおり再意見を提出しているところであり、本意見の主旨を踏まえ、今一度検討されたい。 なお、措置できない場合については、要望者の呈した疑問点について明確に回答されたい。 「本市が求めているのは、内部組織の編成権のような施策推進に係る基礎的な手段についてまで議会の監視対象とする現状の二元代表制における権限構造についての適切さを問うているのであって、既存の当該構造に反するため提案を容認できないとする貴省の回答は議論として噛み合っていないものであると思われる。 本市の要望事項が何ゆえ議会の権限として適切であるかについて客観的な見解は具体的な理由による説明をいただきたい。 本市の提案理由は、すでに示したとおりであるが、背景となる根本的な考え方は、 二元代表制が要請する抑制・均衡関係とは、共に住民の代表たる長と議会による「適切な自治体運営基本方針の決定」と「長の執行に対する議会の監視」であり、これを組織機構について言えば、前者は「施策の実現手段としての組織機構の考え方」を、後者は「執行に係る事後評価」を意味するものと捉えていることにある。 要するに、問われるべきは施策推進方針とその成果であって、分掌事務についての議論は求められていないと考えるところである。	c	最も基本的な大括りの単位である長の直近下位の内部組織や職員定数など、普通地方公共団体の組織に関する基本的な事項については、適正かつ効率的な行政運営を確保するために、条例でこれを定め、議会の議決に関わらしめる必要である。 本件については、地方自治法第179条に該当しない限り、長の専決処分により決定することはできない。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0100002	総務省	歳入の徴収又は収納の委託範囲の拡大	5073	50730001	11	石狩市	1	歳入の徴収又は収納の委託範囲の拡大	施行令を改正し、歳入の徴収又は収納委託できる項目に、諸収入を追加する。		諸収入を追加することによって、民間活力の活用範囲がより広がるため。	
z0400003	総務省	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定	5023	50230001	11	愛知県津島市	1	首長の専決処分による首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定	地方自治法第158条の規定により、地方自治体において首長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務の決定については条例の制定（議会の議決）が必要だが、首長の専決によりこれを行い、議会に対しては報告のみで可としようとするもの		<p>日本における地方自治制度は、有権者が直接選挙で首長と議会議員を選ぶ二元代表制を採っているが、この制度はともに有権者の信託を受けた首長と議会が互いに民意を代表することによる両者の抑制と均衡、権力の分散に主眼が置かれている制度であると考えられ、議会は首長と対等の機関として、その権限を有効に行使し、自治体運営の基本方針の決定（議決）とその執行の監視を行うのみならず、時には執行部に対する建設的批判（対案提出）勢力になるなど、活発な政策論争になることが本来の制度に内在された要請であると考えられる。</p> <p>さて、本市ではこの二元代表制における首長の権限を、次の理由により、首長の直近下位の内部組織設置発案権のみならず決定権もまた首長の固有の権限として内在しているものと理解しており、当該権限を規定した地方自治法第158条の見直しを提案するものである。</p> <p>当該組織が効率的かつ効果的な組織編成がなされたか否かの議会による判断は、組織設置時において推し量るのではなく、ある程度時間を経過後に（行政評価などの評価結果に基づき）把握することが適切であると考えられる。</p> <p>地方自治体の組織編成及びその分掌事務については、公約により公選を経て選出された首長がその公約（戦略）を効率・効果的に実施するために行うものであって、非効率で効果を期待できない組織編成等を行うことは考えにくく、また、仮にそうであったとするならば、住民は直接請求権の行使も可能である。</p> <p>（首長の組織編成及び分掌事務の発案に対する）「議会の修正は長の提案した内容から現行の同部の状態に留まる」という行政事例（S480129）にもあるように議会審議においては、その案に対する事実上の修正や撤回を求める議決を認めていないものと考えられるが、そのことは事実上、組織編成及び分掌事務の決定権が首長に相当程度偏在していることを認めているものと考えられる。</p> <p>第3回提案に対する総務省の回答では「行政組織は住民サービスを提供する窓口となるものであり、組織が所掌する事務等について議会に諮らなければならないため、議会審議は必要である。」としているが、このように明らかに非効率な組織の編成等を行うことは考えにくく、また、組織編成に伴う窓口の変更等に住民の混乱等についても、施行前に十分な周知や住民の意見聴取をすれば足りるものと考えられる。</p> <p>なお、パブリックコメントや住民投票などが一般化しつつある現状からすれば、の対応は必ずしも特別なことではなく、「議会審議」という段階には至らないものと考えられる。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400004	総務省	懲戒減給処分の公平化	地方公務員法第58条第3項、地方公営企業法第39条第1項、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項、労働基準法第91条	<p>公営企業職員及び単純労働職員（以下「企業職員等」という。）については、労働基準法第91条により、就業規則で減給を定める場合、その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一貫金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない旨規定されている。</p> <p>一方、一般行政職については、地方公務員法第29条で、職員の懲戒の手続き及び効果は、法律に特別の定めのある場合を除く外、条例で定める旨規定されている。</p> <p>この条例の準則として、総務省自治行政局公務員部公務員課が示している「職員の懲戒及び効果に関する条例（案）」では、減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する勤務手当の合計額の10分の1以下の額を減ずるものとする旨規定されており、弘前市の条例（弘前市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例）においても、基本的にこれを踏まえたものとなっている。</p> <p>このように、企業職員等と一般行政職員との間で、懲戒に係る減給処分の扱いが異なったものとなっている。</p>	c	<p>c</p> <p>一般行政職員の懲戒については、地方公務員法において、国家公務員における取扱いと同様、行政権限の行使その他の行政事務に従事するものであることから、労働基準法の適用を除外し、より厳格な懲戒処分を課すことが可能とされている。</p> <p>一方、上下水道や病院事業等に従事する企業職員等については、その従事している業務が独立採算原則の下経営されており、民間企業における類似の業務と共通する性格を有していることから、労働基準法の適用関係について、より民間企業の労働者に近いものにする必要がある。したがって、懲戒処分の制限についても、企業職員等は一般行政職員との均衡ではなく、民間企業の労働者との均衡に配慮すべきものである。</p> <p>なお、国有林野事業を行う国の経営する企業等に勤務する国家公務員（現業職員）に対しては、国家公務員法第74条第2項の規定が適用され、同項に基づく人事院規則12-0が適用されることから、労働基準法第91条の規定が適用されないこととなるが、企業職員等については、地方公務員法第29条第4項の規定が適用されるが、「法律に特別の定めがある場合を除く外」適用されるもので、この「法律」に労働基準法第91条が該当することから、東京地裁（S54322）の判決が企業職員等に対し、そのまま適用されるものではない。</p> <p>よって、従事する職務の性格の異なる企業職員等を一般行政職員と同一の量定及び効果とする必要性は認められず、全国規模での対応は不可能である。</p>		<p>要望者は、公務員の懲戒処分に当たっては、過去の判例等を根拠として、民間企業の労働者と同様の取扱をすることは適当ではない、という観点から、また、実際に現場において、減給効果が最大3.6倍の較差を生ずる現行の運用が、実務的に大きな問題を有していることを根拠として企業職員の懲戒処分に当たって国家公務員法の適用を強く要望しているものである。この主旨を踏まえ、今一度検討されたい。</p>	c	<p>懲戒処分の制限について、企業職員等と民間企業の労働者との均衡ではなく、一般行政職員との均衡に重きを置くことは、規制改革・民間開放推進の観点になじまないものと考えられる。</p> <p>具体的には、上下水道や病院事業等に従事する企業職員等については、その従事している業務が独立採算原則の下経営されており、民間企業における類似の業務と共通する性格を有していることから、労働基準法の適用関係について、より民間企業の労働者に近いものにする必要がある。したがって、懲戒処分の制限についても、企業職員等は一般行政職員との均衡ではなく、民間企業の労働者との均衡に配慮すべきものである。</p> <p>なお、国有林野事業を行う国の経営する企業等に勤務する国家公務員（現業職員）に対しては、国家公務員法第74条第2項の規定が適用され、同項に基づく人事院規則12-0が適用されることから、労働基準法第91条の規定が適用されないこととなるが、企業職員等については、地方公務員法第29条第4項の規定が適用されるが、「法律に特別の定めがある場合を除く外」適用されるもので、この「法律」に労働基準法第91条が該当することから、東京地裁（S54322）の判決が企業職員等に対し、そのまま適用されるものではない。</p> <p>よって、従事する職務の性格の異なる企業職員等を一般行政職員と同一の量定及び効果とする必要性は認められず、全国規模での対応は不可能である。</p>		
z0400005	総務省	屋上非公共用ヘリポートにおけるドクターヘリへの給油行為の容認	消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令	<p>危険物の貯蔵・取扱形態に応じ、危険物の規制に関する政令において、位置、構造、設備の技術上の基準が定められている。</p>	c	<p>給油取扱所については、延焼防止等の火災予防上の観点から地盤面上に設置することを前提としており、建築物の上に設置することは適当でない。</p> <p>なお、1日あたりの取扱いが指定数量未満である場合については、施設の所在する市町村の火災予防条例により規制されている。</p>		<p>要望者は、以下の条件を付すことで認めてもらえないか、求めているものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ヘリパッド面と病室のあるフロア間に2階程度の病室でないフロアを設け延焼防止を図る 2. 指定数量以下の給油しか認めない。 3. 貯蔵、ポンプ等は地上に設け配管により屋上に油送しその先にホースをつけて給油する。 <p>貴省の回答では、2. に対しての見解が示されているところであるが、仮に2. の条件が火災予防条例との関係で解決できた場合、1. 及び3. の条件を付すことで実現可能であると考えられるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。</p>	c	<p>指定数量未満の給油であれば、その取扱い等の技術上の基準は市町村の火災予防条例に定められている。</p> <p>指定数量未満の給油であっても、提案されている1や3の条件では危険物の漏えい等の発生防止、拡大防止の観点から十分とは考えられない。</p>		

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400004	総務省	懲戒減給処分の公平化	5026	50260001	11	青森県弘前市	1	懲戒減給処分の公平化	地方公共団体の職員のうち企業職員・単純労務職員の懲戒減給処分について、労基法91条の適用があるものとして取り扱われている運用(規制)を緩和し、一般行政職員との均衡を著しく失す場合は、労基法91条の適用がないあるいは労基法91条に優先して地方公務員法第29条が適用されるものとして運用することも許容してほしい。	一般行政職員、企業職員、単純労務職員という区分にかかわらず、同一事由による懲戒処分を受ける場合、同程度の量・効果にすることが可能となる公平、公正な人事管理体制を確立することで、地方公共団体における規律と秩序を維持する。	一般行政職員、企業職員、単純労務職員という区分により懲戒減給処分の効果額が最大3.6倍余となる不均衡が生じる。懲戒処分は公務員制度と密接不可分のもので、公務員として欠くことのできない規制であるから、民間企業の勤労者と同様の取扱いをすべきものではないと考えられる。国家公務員の企業職員及び現業職員は、地方公務員の企業職員及び現業職員と同様の法形式で形式的に労基法が適用されるが、懲戒減給処分は労基法91条に優先して行える。国家公務員について労基法91条の規定の適用がないことを是認した東京地裁判決がある。	関係法令抜粋 富岡原発減給事件東京地裁判決 労務管理要覧 行政実例 仙台市行政機構図 地方公営企業資料 地方公務員法資料 企業職員数資料
z0400005	総務省	屋上非公共用ヘリポートにおけるドクターヘリへの給油行為の容認	5027	50270001	11	愛知医科大学高度救命救急センター、中日本航空株式会社	1	屋上非公共用ヘリポートにおけるドクターヘリへの給油行為の容認	先の全国規模での規制改革要望で同問題を申請した。規制改革要望管理番号:5139での回答は「給油取扱所については延焼防止等の火災予防上の観点から地盤面上に設置することを前提としており建築物の上に設置することは適当ではない。」となっている。何らかの条件をつけて認できないものか検討をお願いしたい。海外では実行されていることでもあり、又救命率の向上の上からぜひ認されたい。	全国的にドクターヘリは欧米の先進国に比較しても何ら遜色ない実績をあげている。わが国のドクターヘリを受け入れられる病院は全て救命救急センターであり、それなりの都市部又は近郊の大病院である。愛知医科大学高度救命救急センターでも土地の有効利用とドクターヘリから病棟までの患者搬送時間の短縮のため屋上にヘリポートを計画している。ところが給油のためだけに構内にもう一箇所ヘリポートを設けることは不合理である。何らかの条件付で容認されたい。	以下のような条件では認可できないか? 1.ヘリパッド面と病室のあるフロア間に2階程度の病室でないフロアを設け延焼防止を図る 2.指定数量以下の給油しか認めない。 3.貯蔵、ポンプ等は地上に設け配管により屋上に油送しその先にホースをつけて給油する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400006	総務省	市町村民税特別徴収の手続き簡素化	地方税法第317条の6 同法第321条の4 同法施行規則第10条 同法施行規則第2条	個人住民税の課税資料となる給与支払報告書等は市町村長に提出することとされており、特別徴収税額通知書は市町村長の名前で通知することとされている。	d	市町村民税特別徴収の手続きの窓口一元化、電子データでの情報交換を可能とするべきとの要望について… 特別徴収税額通知書の様式を全国的に統一すべきとの要望について… e	市町村民税特別徴収の手続きの窓口一元化、電子データでの情報交換を可能とするべきとの要望について地方税の申告手続の電子化については、納税者の負担軽減、税務行政の効率化等の観点から、地方税電子化推進協議会（全国知事会、全国市長会、全国町村会等から参加）における検討等を踏まえ、総務省において、電子申告システム及び納付手続の電子化、納税証明書の電子化等、納税者の利便性を高めるための関連システムの標準的なモデルシステム仕様を地方公共団体に提示したところ。 現在、各都道府県及び政令指定都市を中心として平成15年8月に設立された「地方税電子化協議会」において、上記の標準的なモデルシステムの内容を踏まえつつ、検討が行われているところであり、この中で、地方税の電子申告等における窓口の一元化（ポータルシステム）や市町村民税特別徴収の手続きの電子データでのやり取り等についても、これを可能とすべく検討が行われているところである。総務省としては、今後とも、各地方公共団体における地方税の申告手続等の電子化に係る取組みを支援してまいり所存。 なお、法制度上は、市町村民税特別徴収の手続きについて電子データでの情報交換を実施することについては、既に可能とされているところ。 特別徴収税額通知書の様式を全国的に統一すべきとの要望について 総務省としても、特別徴収税額通知書の様式については、納税手続きの簡素合理化等の観点から、全国的に統一すべきものと考えており、現行の様式の制定時に地方公共団体に対し通知（「個人住民税の特別徴収税額通知書等の様式の取扱いについて（平成5年12月28日自治市第78号各都道府県総務部長あて自治省税務局長通知）」）を行い、地方税法		「地方税電子化協議会」における検討状況がどのようになっているか、示されたい。 現行通達による周知が平成5年であること、実際に要望が上がっていることも踏まえ、今一度自治体に対して周知することの必要性があると考えますが、貴省の見解如何。	d e	現在、地方税電子化協議会においては、総務省が提示したモデルシステム仕様書を基に電子申告に係る検討、開発が進められており、平成17年1月から岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県及び佐賀県における法人二税に係る電子申告が開始される予定である。また、その後も、対象税目、関連機能（電子納税等）、運用団体等が平成19年度末までを目途に順次拡大されていく予定であり、市町村民税特別徴収手続（主に給与支払報告書等の提出に係る手続）の電子化についても、政令指定都市を中心に積極的な議論が行われていく模様である。 総務省としても、特別徴収税額通知書の様式については、納税手続きの簡素合理化等の観点から、全国的に統一すべきものと考えており、現行の様式の制定時に地方公共団体に対し通知を行い、地方税法施行規則に定める様式に統一するよう周知したところであるが、貴室の再検討要請を踏まえ、再度周知を図ることとする（年内を予定）。	
z0400007	総務省、財務省、国土交通省	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	該当なし	船舶に係る固定資産税は、当該船舶の停泊の状況等一定の条件によって、各港湾の所在する市町村に配分（さらに、港湾が2以上の市町村に渡る場合は、停泊の状況や港湾費の額等で配分）され、配分を受けた市町村が課税徴収している。 なお、既に、各種船舶について固定資産税の課税標準の特例措置が設けられている。	f		単に税の減免や特例措置を求めるものである。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400006	総務省	市町村民税特別徴収の手続き簡素化	5028	50280014	11	社団法人 関西経済連合会	14	市町村民税特別徴収の手続き簡素化	手続きの窓口一元化、デジタルデータでの情報交換（当該窓口 nationwide データを提出し、決定通知も当該窓口よりデータで戻される等）を可能とする。 一部市区町村は磁気テープ等でのデータ交換が可能だが、全国の自治体での一律対応がなされていないため、企業にとってはメリットが乏しい。併せて、各市町村の作成する「税額決定通知書」の様式統一を図ることを望む。		特別徴収義務者（各企業）と市区町村とは、現在紙ベースでの収入・税額のデータ相互交換を行っている。各企業は、紙ベースの「給与支払報告書」を作成・郵送し、各市区町村からの「税額決定通知書」を個別に登録（パンチ等）する作業を行っており、企業は多額の費用と手間を負担している。	
z0400007	総務省、財務省、国土交通省	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	5031	50310001	11	社団法人日本船主協会	1	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	港湾関係諸税（とん税、特別とん税、船舶固定資産税）並びに諸料金（入港料、公共岸壁使用料等）の徴収の目的ならびに考え方を明確にした上で、諸外国と同等となるよう制度を適正化すること。		港湾関係諸税のうち、特に、とん税は諸外国と同様に国税であるにもかかわらず制度は大きく異なる。即ち、諸外国ではとん税の徴収目的が港湾の維持・改修費用など使途が明確化されているが、わが国においては、一般財源に繰り入れられ、目的も使途も不透明であること。また、わが国において、例えば神戸港・名古屋港・東京港の3港に外航船が入港する場合、それら3港全てでとん税が都度徴収されるが、米国などにおいては、とん税の徴収は最初に寄港した港のみで、次港以降は徴収されていないなど、わが国のとん税は国稅的な性格ではなく、手数料的な色彩が強いこと、など。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400008	総務省	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	電波法第38条の33 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第2項、第39条	無線設備の製造業者又は輸入業者は、特定無線設備のうち他の無線局に混信等の妨害を与えるおそれが少ないもの（特別特定無線設備）について、その工事設計が電波法第3章で定める技術基準に適合していることを、自ら確認することができる。 技術基準適合自己確認が行われ、製造業者等により表示が付された特別特定無線設備は、登録証明機関による証明又は認証を受けた特定無線設備と同様に、免許不要、簡易な免許手続、包括免許等の適用が可能となる。 特別特定無線設備の対象機器については電波監理審議会の審議・答申、パブリックコメントを経て決定される。	b	消費者が安心して無線設備を利用できる良好な電波利用環境を維持することが極めて重要であり、消費者保護の観点から、技術基準適合自己確認の対象となる特別特定無線設備は、無線設備の技術基準、使用の態様、市場における技術基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等を勘案し、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信等の妨害を与えるおそれが少ないものを対象としているところである。 また、米国においては、自己確認できる対象機器は数種類に限定されており、欧州においても第三者機関の一定の関与を必要とする自己適合宣言制度としている等、欧米においても慎重に制度を運用している。 対象範囲については、本年1月26日から技術基準自己確認制度が施行されたところであり、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月閣議決定）を踏まえ、本年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行っていく。		回答では、対象範囲については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月閣議決定）を踏まえ、本年度以降検討を行っていくとのことであるが、具体的な検討状況や今後のスケジュールについて具体的に明示されたい。特に、具体的な要望のある無線LANについての検討状況および検討スケジュールについても明示されたい。	b	対象範囲については、本年1月26日から技術基準自己確認制度が施行されたところであり、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月閣議決定）を踏まえ、本年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行い、平成18年度までに一定の結論を得ることとしている。		
z0400008	総務省	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	電波法第38条の33 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第2項、第39条	無線設備の製造業者又は輸入業者は、特定無線設備のうち他の無線局に混信等の妨害を与えるおそれが少ないもの（特別特定無線設備）について、その工事設計が電波法第3章で定める技術基準に適合していることを、自ら確認することができる。 技術基準適合自己確認が行われ、製造業者等により表示が付された特別特定無線設備は、登録証明機関による証明又は認証を受けた特定無線設備と同様に、免許不要、簡易な免許手続、包括免許等の適用が可能となる。 特別特定無線設備の対象機器については電波監理審議会の審議・答申、パブリックコメントを経て決定される。	b	消費者が安心して無線設備を利用できる良好な電波利用環境を維持することが極めて重要であり、消費者保護の観点から、技術基準適合自己確認の対象となる特別特定無線設備は、無線設備の技術基準、使用の態様、市場における技術基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等を勘案し、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信等の妨害を与えるおそれが少ないものを対象としているところである。 また、米国においては、自己確認できる対象機器は数種類に限定されており、欧州においても第三者機関の一定の関与を必要とする自己適合宣言制度としている等、欧米においても慎重に制度を運用している。 対象範囲については、本年1月26日から技術基準自己確認制度が施行されたところであり、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月閣議決定）を踏まえ、本年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行っていく。		回答では、対象範囲については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月閣議決定）を踏まえ、本年度以降検討を行っていくとのことであるが、具体的な検討状況や今後のスケジュールについて具体的に明示されたい。特に、具体的な要望のある無線LANについての検討状況および検討スケジュールについても明示されたい。	b	対象範囲については、本年1月26日から技術基準自己確認制度が施行されたところであり、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月閣議決定）を踏まえ、本年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合機器の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行い、平成18年度までに一定の結論を得ることとしている。		

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400008	総務省	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	5032	50320014	11	(社)電子情報技術産業協会	14	特別特定無線設備の範囲拡大について	<p>特別特定無線設備の範囲を拡大し現在市場に多く流通しているもので自己適合性確認制度を適用しても問題のない無線設備を特別特定無線設備とすべきである。特に無線LANについては市場での普及がすすみつつあり特別特定無線設備とすることは、今後の普及に効果が高い。</p> <p>【規制の現状】 通信機器の認証において現在、有線通信端末及び一部の無線端末(特別特定無線設備)については自己確認制度が適応されている。特別特定無線設備の範囲は、ごく限られた無線設備となっている。</p>	<p>【予想効果】 無線機器の市場への投入のための試験期間、認証期間の短縮。また、これに伴う製品コストの削減が期待される。また、インターネットへの多彩なアクセス手段はブロードバンド社会をより活性化することが期待できる。</p>	<p>インターネットへのアクセス手段としての無線アクセス(無線LAN等)は市場での普及が進みつつある。特別特定無線設備とすることにより迅速に市場への投入を進めると共にコスト低減への効果が期待できる。</p>	
z0400008	総務省	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	5078	50780026	11	(社)日本経済団体連合会	26	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	<p>特定無線設備全てを自己確認制度の対象とすべきである。</p> <p>仮に自己確認制度の対象から除外する特定無線設備がある場合は、その理由を客観的なデータを基に示すとともに、公正・透明な手続を経て決定すべきである。</p>		<p>技術の進歩や市場ニーズの変化に対応するとともに、国際競争力を維持・強化するためには、製造業者等は、製品を速やかに、かつ低コストで市場に投入する必要がある。そのためには、自己確認可能な無線設備の範囲をできる限り拡大する必要がある。現在、自己確認制度は携帯電話とコードレス電話しか認められていない。今後、それ以外の全ての機種に自己確認制度の適用範囲を拡大すべきである。仮に自己確認制度の適用が認められない場合は、理由を明確に説明すべきである。総務省は、本年1月から技術基準適合自己確認制度が施行されたばかりで、慎重に見守るとしているが、早期の実現を求める。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400009	総務省	2～30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正について	電波法第100条、電波法施行規則第44条及び第46条、無線設備規則第59条及び第60条、平成16年総務省告示第87号	2～30MHzの周波数帯を使用する電力線搬送通信設備は、その漏えい電波が既存の航空・船舶の重要通信や短波放送の受信等に影響を与える可能性があることから、漏えい電波の低減技術を検証するための実験を行うものについて認められている。	b		平成16年1月の関係法令の改正により、2～30MHzの周波数帯を使用する電力線搬送通信設備について、漏えい電波の低減技術を検証するための実験が認められた。この実験の結果が得られた後、結果の公開、幅広い関係者が参加する検討などを通じて、漏えい電波を大幅に低減するための技術の検証などを行い、電力線搬送通信設備の使用周波数帯の拡大に伴う実用上の問題がないことが確認された段階で技術的条件の策定など活用方策の検討を行う。		回答では、実証実験の結果を得た後、検討・検証を経て技術的条件の策定など活用方策の検討を行うとのことであるが、最終的な結論を得るまでの具体的なスケジュールを明確に示されたい。	b		電力線搬送通信については、平成14年に開催された「電力線搬送通信設備に関する研究会」において、実環境実験の結果等を踏まえ、「現時点においては、電力線搬送通信設備の使用周波数帯を拡大することは困難であるが、今後、漏えい電波を大幅に低減するための技術の開発が期待されることから、研究開発等を継続することが必要」とされ、本年3月よりデータ取得等に必要な実験が実施されている状況にある。 この実験の結果が得られれば、当該結果の公開、幅広い関係者が参加する検討などを通じて漏えい電波を大幅に低減するための技術の検証などを行い、電力線搬送通信設備の使用周波数帯拡大に伴う実用上の問題がないことが確認された段階で技術的条件の策定など活用方策の検討を行うこととしている。 したがって、実験実施者により上記検討に必要な実験データの取得が行われつつある現段階で、検討開始時期等具体的なスケジュールを設定することは、これらの実験実施者に不要な制約を加えることになり不適當であると考ええる。
z0400009	総務省	2～30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正について	電波法第100条、電波法施行規則第44条及び第46条、無線設備規則第59条及び第60条、平成16年総務省告示第87号	2～30MHzの周波数帯を使用する電力線搬送通信設備は、その漏えい電波が既存の航空・船舶の重要通信や短波放送の受信等に影響を与える可能性があることから、漏えい電波の低減技術を検証するための実験を行うものについて認められている。	b		平成16年1月の関係法令の改正により、2～30MHzの周波数帯を使用する電力線搬送通信設備について、漏えい電波の低減技術を検証するための実験が認められた。この実験の結果が得られた後、結果の公開、幅広い関係者が参加する検討などを通じて、漏えい電波を大幅に低減するための技術の検証などを行い、電力線搬送通信設備の使用周波数帯の拡大に伴う実用上の問題がないことが確認された段階で技術的条件の策定など活用方策の検討を行う。		回答では、実証実験の結果を得た後、検討・検証を経て技術的条件の策定など活用方策の検討を行うとのことであるが、最終的な結論を得るまでの具体的なスケジュールを明確に示されたい。	b		電力線搬送通信については、平成14年に開催された「電力線搬送通信設備に関する研究会」において、実環境実験の結果等を踏まえ、「現時点においては、電力線搬送通信設備の使用周波数帯を拡大することは困難であるが、今後、漏えい電波を大幅に低減するための技術の開発が期待されることから、研究開発等を継続することが必要」とされ、本年3月よりデータ取得等に必要な実験が実施されている状況にある。 この実験の結果が得られれば、当該結果の公開、幅広い関係者が参加する検討などを通じて漏えい電波を大幅に低減するための技術の検証などを行い、電力線搬送通信設備の使用周波数帯拡大に伴う実用上の問題がないことが確認された段階で技術的条件の策定など活用方策の検討を行うこととしている。 したがって、実験実施者により上記検討に必要な実験データの取得が行われつつある現段階で、検討開始時期等具体的なスケジュールを設定することは、これらの実験実施者に不要な制約を加えることになり不適當であると考ええる。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400009	総務省	2～30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正について	5032	50320015	11	(社)電子情報技術産業協会	15	2～30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正について	<p>現在、下記短波帯において漏洩電界低減の技術開発を目的に実証実験を行うことが可能になっているが、商用化可能な漏洩電界の基準値の早期明確化及び、これに基づき型式技術基準等、上記関係法令を速やかに改正していただきたい。(住宅内利用を優先し、早期に商用化可能にする措置を希望します。)</p> <p>【規制の現状】 現在、高速電力線搬送通信は、漏洩電界低減のための実験用設備のみ、個別申請により短波帯(2～30MHz)が利用できる状況にあるが、現行規制では、商用化できない。</p>	<p>【予想効果】 家庭内の高速ネットワークが既設の電力線でできるため、ブロードバンド環境が新規配線なしで構築できる。特に、高速インターネット、AV伝送等の対応機器及びこれらの付随サービスのビジネス創出が期待できる。(無線固有の課題である住宅内の構造物の影響を受けずに高速ネットワークが構築できるので、無線システムと同規模以上の市場が期待できる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 短波帯を利用する高速電力線通信は、欧米では、既に商用化が進んでおり、又、韓国においても本年、規制緩和が実施される。加えて、伝送速度も当初は10Mbps程度であったものが、最近では100Mbpsを越えるものも実現されている。 一方、我が国のe-Japan2004計画(案)においても「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の中で「家庭内の電力線の高速度通信への活用」が謳われているが、商用化への目標時期も明確でなく、諸外国に対して遅れている状況である。 	
z0400009	総務省	2～30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正について	5081	50810003	11	松下電器産業(株)	3	2～30MHzの短波帯を利用する高速電力線搬送通信の商用化に向けた、関係法令の早期改正について	<p>現在、2～30MHzの短波帯において漏洩電界低減の技術開発を目的に、実証実験を行うことが可能になっているが、商用化可能な漏洩電界の基準値の早期明確化及び、これに基づき上記関係法令を速やかに改正を要望。住宅内利用を優先し、早期に商用化可能にする措置を行うべきである</p>		<ul style="list-style-type: none"> e-Japan2計画(案)においても「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の中で「家庭内の電力線の高速度通信への活用」が謳われており、その趣旨に合致している。 高速電力線搬送通信の商用化は、大きな需要が見込まれ、その経済効果は大である。 欧米では、既に商用化が進んでおり、又、韓国においても本年、規制緩和が実施される。加えて、伝送速度も当初は10Mbps程度であったものが、最近では100Mbpsを越えるものも実現されている。 	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400010	総務省	ウルトラワイドバンド(UWB)に対応した 周波数利用(3.1GHz～10.6GHz)の規制 緩和について	電波法第四条第 一号 電波法施行規則 第六条	微弱無線局については、発射する 電波が著しく微弱な無線局として、 無線局免許が不要となっている。	b		<p>UWBについては、平成14年9月より情報通信審議会においてUWB無線システムの技術的条件について審議を行っている。本年3月これまでの審議状況についてとりまとめた中間報告の中でも、放射電力密度をFCCと同等のレベルでは、携帯電話、放送(FPU)、電波天文、地球探査などのシステムに対して干渉を与える可能性があり、引き続き検討していくことが必要であるとされている。</p> <p>また、他の無線設備との共用検討等を行っているITUにおいても結論が出ていない現時点では、UWB無線システムの導入について、引き続き慎重な検討が必要と考える。</p>	-	回答では、UWB無線システムの導入について、引き続き慎重な検討が必要とされているが、結論を得るまでの具体的なスケジュールを示されたい。また、上記のスケジュールとなる理由も併せて具体的に示されたい。	b		<p>UWBと他の無線設備との共用条件についてITUで検討されているが未だ結論に至っておらず、ITUにおいても、少なくとも2006年末まで検討期間を延長して検討する方向となっている。また、IEEEにおけるUWB標準化に関する議論も、標準化の対象とする方式さえ決定されおらず、標準化の見通しがたっていない。</p> <p>このように国際的にも検討に時間を必要としていることから、我が国においてもこのような国際的な検討動向を踏まえつつ、引き続き慎重な検討を行っているところである。</p>
z0400011	総務省、国土交通 省	自動車保有関係手続のワンストップ サービスの対象拡大	なし	自動車保有関係の手続きに関して は、各地方公共団体の判断で法に 則った制度の運用を行っている。	e	-	<p>自動車保有関係の手続きのワンストップ化について要望されている根拠法令に関しては、国土交通省が所管しており、総務省としてお答えする立場にはない。</p>		回答では自動車保有関係の手続きとなっているが、要望内容は原付のワンストップサービスの実施を求めているものであり、この点について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	d		<p>原動機付自転車の保有に関する手続については、市町村以外の行政機関への届出等はなく、市町村の税担当窓口に対して軽自動車税に係る申告と課税標識の交付を一体の手続として一回で完結するものとなっており、自動車保有手続に関するワンストップサービスの対象には含まれない。</p> <p>また、当省が所管する法令において、自賠責保険の手続に関して原動機付自転車の廃車及び標識返納の事実を証明する書類を求めているものはない。</p> <p>なお、法制度上、市町村が所有する原動機付自転車の廃車及び標識の返納に関する情報の提供に際して、守秘義務に関する規定を除き、特定の方法とする規制は存しない。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400010	総務省	ウルトラワイドバンド(UWB)に対応した周波数利用(3.1GHz～10.6GHz)の規制緩和について	5032	50320016	11	(社)電子情報技術産業協会	16	ウルトラワイドバンド(UWB)に対応した周波数利用(3.1GHz～10.6GHz)の規制緩和について	3.1GHz～10.6GHz帯の放射電力密度をFCCと同等の-41.3dBm/MHzまで引き上げるように規制緩和を求めます。 【規制の現状】 現在、上記周波数帯でUWB(500MHz以上または比帯域20%以上)を利用するには微弱電波として扱わなければならない。 【予想効果】 UWBはパーソナルコンピュータの周辺機器接続インターフェース(USB)や、AV機器接続インターフェース(IEEE1394)などを無線化することができ、かなりの情報端末に搭載される可能性が大きく、国内規格も国際規格とあわせることでグローバル規模で商品を生産、販売することができるため、日本企業の国際競争力を強めることができる。	3.1GHz～10.6GHzの周波数帯におけるUWBは米国FCCにおいて2002年2月にUWB用途に開放され、これに対応した無線規格がIEEE802無線委員会で議論されており、2005年末～2006年はじめには商品化される動きである。欧州や韓国も規制緩和の議論が進んでおり、国際競争力を保つためには早期の規制緩和が必要である。		
z0400011	総務省、国土交通省	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	5034	50340022	11	(社)日本損害保険協会	22	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	現在、政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき平成17中のシステム稼働に向けて、自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進に係る検討および試験運用が進められているが、下記についても実現をしていただきたい。 現在、地方自治体への届出制となっている原付などの車両についてもワンストップサービスの対象に加える等、窓口、システムを一本化していただきたい。 「規制改革・民間開放推進3か年計画」分野別措置事項1「関係系」bにおいて、自賠責の解約時における当該車両の状況(滅失・解体など)確認についても、保険会社がネットワーク上で確認出来ることとした上で、当該確認をもって必要書類(登録事項等証明書や抹消登録証明書)の取付に代えることを可能とするよう要望する。	・ワンストップサービスによるユーザーのメリットを原付車両にも拡大。 ・自賠責解約時に当該車両の状況(滅失・解体など)は陸運局の管理情報をネットワークで参照することで添付不要とする。	平成17年中のシステム稼働を目指してワンストップサービスが実用化される予定だが、軽自動車の登録管理に加え、原付車両についても接続のインターフェースを統一する等によりユーザー(申請者)負担の軽減を目指すべきである。 また、年間の自賠責解約手続きは各保険会社とも膨大な件数となっているが、本要望の実現により契約者・保険会社双方の負担が大幅に軽減される。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400012	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	民法第466条	中小企業庁からの依頼により、契約書上に、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令第1条の2に規程する金融機関に対して売掛債権を譲渡することを明記している。また、地方公共団体からの支払に係る債権を有する者が当該債権を譲渡することを禁じた地方自治法上の規定はなく、各地方公共団体の取組に委ねられているものである。なお、経済産業省又は国土交通省が推進している債権譲渡禁止特約の解除については、総務省としても各地方公共団体において適切な対応を求めべく通知を発出している。	d				<p>要望者から下記のとおり意見が提出されていることを踏まえ、譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者（特別目的会社、特定債権等譲渡業者等を含む）の更なる拡大の可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。</p> <p>の検討を踏まえ、平成17年度までに措置することの可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。</p> <p>(要望者再意見) 「資産流動化のため、早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特別目的会社、特定債権等譲渡業者等）を望む（なお、経済産業省においては本年7月から譲渡対象者の拡大が行われている）。また、各省庁によって対応が異なっており（措置済み、検討中、対応可、対応不可）、前述の要望が実現される形での統一的な対応が望まれる。なお、一部の省庁の回答では「売掛債権担保融資制度」を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を行ったことをもって、本要望に対する回答を「現行法制で対応可」等との回答があるが、前述の要望趣旨を踏まえ、再度の回答が望まれる。」</p>	d	-	地方公共団体においては、地方自治法上、提案にある取組を阻害する要因はない。 総務省としては、当該取組について、平成17年度からの実施に向けて今後検討する。
z0400013	総務省	固定資産税に係る各種減免措置のリース資産への適用	該当なし	地域開発を目的とする法令に基づいて製造の事業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、条例で定めるところにより課税免除等を行っているが、この制度の適用にあたっては、資産の所有者がその事業の用に供した場合に限られている。	f		単に税の減免や特例措置を求めるものである。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400012	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	
z0400013	総務省	固定資産税に係る各種減免措置のリース資産への適用	5039	50390026	11	社団法人 リース事業協会	26	固定資産税に係る各種減免措置のリース資産への適用	工場誘致等を目的とする固定資産税減免措置について、取得した場合のみ適用が受けられるが、リース会社が取得し、ユーザーにリースする場合も当該減免措置の適用が受けられるようにすること。	取得とリースの競争条件が同一となる。	リースの場合、ユーザーは設備を長期間使用するため、投資促進効果は取得と同等である。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400014	総務省、財務省	国・地方自治体等のリース契約の取扱いについて	地方自治法第234条の3	普通地方公共団体は、債務負担行為によることなく、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。	b		構造改革特区の第3次提案等に対する当省の回答の中で、「現在、長期継続契約の対象としているのは電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等であるが、OA機器のリース契約についても長期継続契約の対象とするよう措置する」と表明しており、その具体的な対象範囲においては、現在検討を進めているところ。		貴省(総務省)の回答によれば、地方自治体について長期継続契約の対象範囲の拡大について検討中とのことであるが、自動車、医療機器に関するリース契約等も含め、如何なるリース契約がその検討対象になっているのか、また検討の結果措置する時期について、ご回答いただきたい。	b		平成16年の地方自治法改正により、長期継続契約ができる対象に政令で定める契約が追加された。現在は、政令の作成作業中であり、対象範囲についても検討中である。なお、改正後の地方自治法及び政令の施行日は、改正法の公布日(平成16年5月26日)から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日とされている。
z0400015	総務省	不動産取得税の取扱いについて	地方税法第73条の2、第73条の4第1項	土地又は家屋の所有権が移転する場合又はこれらの権利を原始取得した場合に不動産の取得があったものとして、当該不動産の所在する道府県において、当該不動産の取得者に不動産取得税を課することとしている。	f		単に税の減免や特例措置を求めるものである。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400014	総務省、財務省	国・地方自治体等のリース契約の 取扱いについて	5039	50390027	11	社団法人 リース事業協会	27	国・地方自治体等のリース契約の取扱 いについて	国については、リース契約を地方自 治体と同様に長期継続契約の対象とす ること。また、国庫債務負担行為による 複数年度にわたる賃貸借契約の運用結 果等を示すこと、 地方自治体について は、長期継続契約の対象としてOA機器 のリース契約のほか、自動車、医療機 器などのリース契約も含めること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導 入する際には、複数年度の使用が 明白であっても、手続上の煩雑さゆえに 国庫債務負担行為として扱わずに、単 年度リース契約を更新している。この単 年度リース契約は、ほとんどの場合に リース会社が投資元本の未回収リスク を負っている。投資元本の未回収リスク を負うか否かはリース会社の判断である が、現行制度が実質的にリース会社の リスク負担を強いている。 OA機器以 外では、自動車、医療機器など地方自 治体向けのリース取引の実績がある。	
z0400015	総務省	不動産取得税の取扱いについて	5039	50390029	11	社団法人 リース事業協会	29	不動産取得税の取扱いについて	モデルハウスとしてリースすることを目的 としてリース会社が住宅を購入する場 合にも不動産取得税が課税されるが、一 時的な取得であり課税を免除すべきで ある。		モデルハウスは解体することが確定して おり、そのような物件への課税は取引実 態等に即していないこと。また、リース バック取引の場合は、一つの物件に二 度課税されることとなる。また、地方自 治体によって取扱いの解釈が異なる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400016	総務省	地方自治体とのリース契約における固定資産税・自動車税の取扱いについて	地方税法 第145条第1項 第146条 第343 条 第348条	自動車税又は固定資産税は、課税客体である自動車又は固定資産の所有者に課することとされており、地方自治体が公用車として使用する場合であっても、その所有者たるリース会社が納税義務者となり課税される。 地方自治体が公用に使用する場合であっても、地方公共団体が有料で借り受けている場合は、当該資産の所有者に固定資産税が課せられる。	f		単に税の減免や特例措置を求めるものである。					
z0400017	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	C	-	（理由） 財務省回答と同旨	-	要望の趣旨を踏まえ、再度検討されたい。また、手続きの簡素化等についても検討され、示されたい。	C	-	（理由） 財務省回答と同旨

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400016	総務省	地方自治体とのリース契約における固定資産税・自動車税の取扱いについて	5039	50390030	11	社団法人 リース事業協会	30	地方自治体とのリース契約における固定資産税・自動車税の取扱いについて	地方自治体とのリース契約において、固定資産税・自動車税を免除すること。	地方自治体向けのリース取引が円滑に行われる。	地方自治体が取得した場合は、固定資産税・自動車税が免除されるため、リースが競争条件上、不利となる。また、所有者が異なるものの使用実態は取得と同等であること。	
z0400017	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5039	50390032	11	社団法人 リース事業協会	32	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないもので、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的である。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースでこの規制を適用する必要はないものと考えられる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400017	内閣府、総務省、 財務省、文部科学 省、厚生労働省、 農林水産省、経済 産業省、国土交通 省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適 用除外	外国為替及び外 国貿易法第26条 第1項（外国投資 家の定義）、第27 条（事前届出）、第 55条の5（事後報 告）	「外国投資家」の定義のうち、「非 居住者である個人」または「外国法 令に基づいて設立された法人その 他の団体又は、外国に主たる事務 所を有する法人その他の団体」に より直接または間接に保有される 議決権の合計が50%以上を占める 会社については「外国投資家」と規 定され、対内直接投資等の事前届 出、又は事後報告が義務づけられ ている。	C	-	（理由） 財務省回答と同旨	-	要望の趣旨を踏まえ、再度検討さ れたい。また、手続きの簡素化等に ついては検討され、示されたい。	C	-	（理由） 財務省回答と同旨
z0400018	警察庁、総務省、 財務省、国土交通 省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要 となる諸行政手続の電子化の早期実現 等	地方税法 第151条の2、第 152条、第699条 の11等	現在、自動車保有に関する手続 は、警察署、税事務所、運輸支局 の各行政機関に出向き申請手続等 を行う必要がある。 e-Japan重点計画2022におい て、国民負担の軽減及び行政事務 の効率化を図るため、ワンストップ サービスのシステム実現が位置付 けられている。	a		自動車保有に関する手続（検査・ 登録、保管場所証明、自動車関係 諸税等の納付等）のワンストップ サービスによる電子化については、 平成17年12月にシステム稼働を 目指すこととしている。このワン ストップサービス化によって複数の行 政機関に出向くことなく、各行政機 関への手続が一括して行えることと なり記入事項の一本化等、申請手 続の合理化が図られることとなり ます。その際、入力項目を集約した申 請画面や税・手数料のまとめ払い の機能を持たせるとともに、申請画 面も初心者用に加えて、熟練者用 も用意することとしております。ま た、代行申請や申請自体もまとめて 行えるように大量に自動車を保有 する方にも配慮した仕組みを設け る方向で検討しているところ。 なお、軽自動車については、登録 車のワンストップサービス化の進展 状況やその運用の安定状況を見な がら関係機関と調整を行うこととし ている。		要望者は添付資料記載事項に ついての電子化も要望しており、当 該項目の電子化について、平成17 年度までに措置することの可否に ついて、その理由も含めて回答され たい。 軽自動車に係るワンストップサー ビス化について、登録者のワンス トップサービス化と同じ時期に実施 することの可否について、その理由 も含めて回答されたい。	a b	すべての関係機関にまたがるワンストップ サービスの基本的な手続であり、ワンストップ 化による申請者の利便性向上の効果も大き い新車の新規登録（型式指定車）を対象とし て平成17年12月から自動車保有関係手続 のワンストップサービスを稼働させることとし ており、これにより、各種税の納付手続の電 子化や保管場所証明手続の電子化等が可能 となる。その他の対象手続の電子化について は、システムの安定稼働や関係機関の対応状 況等を勘案して、平成20年を目途に段階的 にワンストップサービス化を進めることとし ている。 軽自動車についてワンストップサービス化 する際には、軽自動車検査協会でワンスト ップサービスに対応したシステム構築する必 要がある。また、全国で3,000団体を超え る市町村の中には、電算化していない市町村 もあり、電算化している市町村もそれぞれが 独自に異なるシステムを構築し課税事務を 行っているためにそれぞれのシステムをワン ストップサービスに対応させるため改修など の対応が必要である。さらに、市町村は人口 規模・軽自動車の台数等の実態に大きく差異 があるため、ワンストップサービスの運用に 係る経費等を考え、軽自動車税収入額に対 するコストを低くするために、登録自動車 の進捗状況や安定状況を踏まえてから調整 することとしているところである。以上より、 登録車と同時期の実施は不可能である。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400017	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5040	50400027	11	オリックス	27	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合に、外国為替及び外国貿易法第27条の事前届出および第55条の5の事後報告を義務付けるのは過剰ではないかと思われる。	
z0400018	警察庁、総務省、財務省、国土交通省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5039	50390034	11	社団法人 リース事業協会	34	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続（検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国）等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始（平成15年目途に一部地方公共団体で試験運用）となっているが、これを実現するため、添付資料記載の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界（自動車リース業界も含む）に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化（書式の全国統一化）を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることによって、電子化による混乱等が生じないよう配慮する必要がある。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400018	警察庁、総務省、 財務省、国土交通 省	自動車の生産・販売・流通に伴って必要 となる諸行政手続の電子化の早期実現 等	地方税法 第151条の2、第 152条、第699条 の11等	現在、自動車保有に関する手続 は、警察署、税事務所、運輸支局 の各行政機関に出向き申請手続等 を行う必要がある。 e-Japan重点計画2022におい て、国民負担の軽減及び行政事務 の効率化を図るため、ワンストップ サービスのシステム実現が位置付 けられている。	a		自動車保有に関する手続（検査・ 登録、保管場所証明、自動車関係 諸税等の納付等）のワンストップ サービスによる電子化については、 平成17年12月にシステム稼働を 目指すこととしている。このワン ストップサービス化によって複数の行 政機関に出向くことなく、各行政機 関への手続が一括して行えることと なり記入事項の一本化等、申請手 続の合理化が図られることとなりま す。その際、入力項目を集約した申 請画面や税・手数料のまとめ払い の機能を持たせるとともに、申請画 面も初心者用に加えて、熟練者用 も用意することとしております。ま た、代行申請や申請自体もまとめて 行えるように大量に自動車を保有 する方にも配慮した仕組みを設け る方向で検討しているところ。 なお、軽自動車については、登録 車のワンストップサービス化の進展 状況やその運用の安定状況を見な がら関係機関と調整を行うこととし ている。		要望者は添付資料記載事項に ついての電子化も要望しており、当 該項目の電子化について、平成17 年度までに措置することの可否に ついて、その理由も含めて回答され たい。 軽自動車に係るワンストップサー ビス化について、登録者のワン ストップサービス化と同じ時期に実施 することの可否について、その理由 も含めて回答されたい。	a b		すべての関係機関にまたがるワンストップ サービスの基本的な手続であり、ワンストップ 化による申請者の利便性向上の効果も大き い新車の新規登録（型式指定車）を対象とし て平成17年12月から自動車保有関係手続 のワンストップサービスを稼働させることとし ており、これにより、各種税の納付手続の電 子化や保管場所証明手続の電子化等が可能 となる。その他の対象手続の電子化について は、システムの安定稼働や関係機関の対応状 況等を勘案して、平成20年を目途に段階的 にワンストップサービス化を進めることとし ている。 軽自動車についてワンストップサービス化 する際には、軽自動車検査協会がワンスト ップサービスに対応したシステムを構築する必 要がある。また、全国で3,000団体を超え る市町村の中には、電算化していない市町村 もあり、電算化している市町村もそれぞれが 独自に異なるシステムを構築し課税事務を 行っているためにそれぞれのシステムをワン ストップサービスに対応させるため改修など の対応が必要である。さらに、市町村は人口 規模・軽自動車の台数等の実態に大きく差異 があるため、ワンストップサービスの運用に 係る経費等を考え、軽自動車税収入額に対 するコストを低くするために、登録自動車 の進捗状況や安定状況を踏まえてから調整 することとしているところである。以上より、 登録車と同時期の実施は不可能である。
z0400019	総務省	固定資産税納付の電子化について	地方税法第362 条、第364条、第 383条	固定資産税の納税義務者は、交付 された納税通知書、課税明細書に 基づき、各事業所等が所在する市 町村が定めた納付書（当該書類に 記載すべき事項を記録した電磁的 記録を含む。）により納付しなけれ ばならない。	d	-	地方税法は、固定資産税の納付 手続を書面によるものに限定して おらず、これを電子化することは、 現行法制度上既に可能である。 なお、納税通知書の交付、納付 手続を含む地方税関係手続の電子 化については、現在地方税電子化 協議会において、全国共通のポ ータルシステムの検討、整備が進め られているところである。		回答では、現在地方税電子化協議 会において、全国共通のポータル システムの検討、整備が進められ ているところであるとされている が、具体的に当該システムの稼働 時期について明示されたい。また、 その時期となる理由も具体的に示 されたい。	d		地方税電子化協議会は、各都道 府県及び政令指定都市で構成され ているものであるため、お尋ねの件 については当省がお答えする立場 にはないが、電子納付について は、平成19年度末までの導入を目 指し、検討が進められていると聞 いている。 その理由としては、同協議会にお いては、地方税関係手続の電子化 の議論の出発点である申告手続の 電子化に係る検討、開発を最優先 課題としており、電子納税等につ いては、その関連システムとして開 発、検討を進めることとしているた めであると考えられる。 なお、全国共通のポータルシステ ムについては、平成17年1月から 岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山 県、岡山県及び佐賀県における法 人二税の申告手続について稼働が 開始されるのを皮切りに、対象税 目、関連機能、運用団体等が順次 拡大されていく予定であるとのこと である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400018	警察庁、総務 省、財務省、国 土交通省	自動車の生産・販売・流通に伴って 必要となる諸行政手続の電子化の 早期実現等	5040	50400032	11	オリックス	32	自動車の生産・販売・流通に伴って必要 となる諸行政手続の電子化の早期実現 等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要 となる諸行政手続（検査・登録～国、車 庫証明・納税～地方、自賠責保険確認 ～国）等の電子化は、規制改革推進3か 年計画において、平成17年を目標に移 動開始（平成15年目途に一部地方公共 団体で試験運用）となっているが、これ を実現するため、添付資料記載の事項 を含め早急に検討・具体化していくこと。 なお、試験運用を行う際、大量の自動車 を所有するリース会社の事務手続等を 考慮して、その運用に当たっての検討等 を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一 化と申請に必要な添付書類の削減化が できれば、自動車関連業界の生産・販 売・流通に係わる申請及び手続代行コ ストは大幅に軽減され、その軽減分を直 接部門へ投入することで新たな自動車 リース市場の開拓が促進され、経済活 性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないた め、その手続を申請もしくは代行申請を する自動車関連業界（自動車リース業 界も含む）に多大な負担を強いている。 また、リース会社の税の申告・納付事務 等は膨大であり、これらの事務作業の効 率は大幅に低下し、円滑化の観点から、電子化（書式 の全国統一化）を図る必要があると考え られる。電子化の検討に際しては、利 用者の意見を十分に反映させることに よって、電子化による混乱が生じない よう配慮する必要がある。	
z0400019	総務省	固定資産税納付の電子化について	5039	50390047	11	社団法人 リース事業協会	47	固定資産税納付の電子化について	固定資産税納付の電子化をさらに推進 すること	納付事務のシステム化業務が実現し、 コスト削減等を図ることができる。	・固定資産税の納付手続き等に係る事 務負担は過重であるが、納付手続き等 の電子化することによって、大量に資産 を所有するものの事務負担が軽減され るとともに、地方自治体の適正な納税事 務に協力することが出来る。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400020	総務省、国土交通省	自動車の使用の本拠の位置の変更に伴う登録番号（ナンバープレート）の変更について」	地方税法 第145条第1項	自動車税の賦課については、主たる定置場所在の都道府県又は市町村においてその所有者に課するものとされている。	e	-	ナンバープレートの表記については、国土交通省の所管であり、当省として判断はできない。 （なお、自動車税は主たる定置場所在の都道府県においてその所有者に課するものとされていることから、実務上、道路運送車両法6条の自動車登録ファイルに登録された使用の本拠の位置をもって主たる定置場としており、都道府県の課税実務に影響を及ぼさないよう配慮が必要。）		要望者は、自動車運転免許証の免許証番号は、免許取得した県のコードが表記されているにもかかわらず、他県に移転しても、免許証番号に変更は無いことを例に挙げて、同様のことが自動車登録番号についてもシステム上可能とし得ると主張しており、要望内容が実現できないか再度検討のうえ、回答いただきたい。	e		ナンバープレートの表記については、国土交通省の所管であり、当省として判断はできない。 （なお、自動車税は主たる定置場所在の都道府県においてその所有者に課するものとされていることから、実務上、道路運送車両法6条の自動車登録ファイルに登録された使用の本拠の位置をもって主たる定置場としており、都道府県の課税実務に影響を及ぼさないよう配慮が必要。）
z0400020	総務省、国土交通省	自動車の使用の本拠の位置の変更に伴う登録番号（ナンバープレート）の変更について」	地方税法 第145条第1項	自動車税の賦課については、主たる定置場所在の都道府県又は市町村においてその所有者に課するものとされている。	e	-	ナンバープレートの表記については、国土交通省の所管であり、当省として判断はできない。 （なお、自動車税は主たる定置場所在の都道府県においてその所有者に課するものとされていることから、実務上、道路運送車両法6条の自動車登録ファイルに登録された使用の本拠の位置をもって主たる定置場としており、都道府県の課税実務に影響を及ぼさないよう配慮が必要。）		要望者は、自動車運転免許証の免許証番号は、免許取得した県のコードが表記されているにもかかわらず、他県に移転しても、免許証番号に変更は無いことを例に挙げて、同様のことが自動車登録番号についてもシステム上可能とし得ると主張しており、要望内容が実現できないか再度検討のうえ、回答いただきたい。	e		ナンバープレートの表記については、国土交通省の所管であり、当省として判断はできない。 （なお、自動車税は主たる定置場所在の都道府県においてその所有者に課するものとされていることから、実務上、道路運送車両法6条の自動車登録ファイルに登録された使用の本拠の位置をもって主たる定置場としており、都道府県の課税実務に影響を及ぼさないよう配慮が必要。）

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400020	総務省、国土交通省	自動車の使用の本拠の位置の変更に伴う登録番号(ナンバープレート)の変更について」	5039	50390051	11	社団法人 リース事業協会	51	自動車の使用の本拠の位置の変更に伴う登録番号(ナンバープレート)の変更について」	現状、車輛の使用者の変更が無いにもかかわらず、使用の本拠の位置が(異なる自動車検査登録所間の)移転変更になった場合、自動車登録番号が変更となる。かかる場合、自動車登録番号の変更なく、車検証の「住所」、「使用の本拠位置」の表記のみの変更で済むよう要望する。	・ナンバープレートを変更する必要はなくなる・使用者、リース会社の車輛管理が省力化される。・ナンバープレートを変更することを嫌っての移転登録をしないことを防止できる。・自動車保険(任意保険)その他の変更手続きが省略される。	おそらく現行のルールは自動車税徴収の利便に益するものと推測するが、電子化された行政においては他県ナンバーでも、税の徴収は「車台番号」と「使用の本拠の位置」または「使用者の住所」を把握することにより徴収は可能と思われる。現に、自動車運転免許証の免許証番号は、免許取得した県のコードが表記されているにもかかわらず、他県に移転しても、免許証番号に変更は無い。その場合、住所地管轄の公安委員会より、更新の案内が来る。また、住所地管轄の公安委員会より更新された免許証が交付されるとの事例がある。	
z0400020	総務省、国土交通省	自動車の使用の本拠の位置の変更に伴う登録番号(ナンバープレート)の変更について」	5040	50400035	11	オリックス	35	自動車の使用の本拠の位置の変更に伴う登録番号(ナンバープレート)の変更について」	現状、車輛の使用者の変更が無いにもかかわらず、使用の本拠の位置が(異なる自動車検査登録所間の)移転変更になった場合、自動車登録番号が変更となる。かかる場合、自動車登録番号の変更なく、車検証の「住所」、「使用の本拠位置」の表記のみの変更で済むよう要望する。	・ナンバープレートを変更する必要はなくなる・使用者、リース会社の車輛管理が省力化される。・ナンバープレートを変更することを嫌っての移転登録をしないことを防止できる。・自動車保険(任意保険)その他の変更手続きが省略される。・ナンバープレートの番号割り当ての速度が多少なりとも遅くなる。などの効果があると思われる。	おそらく現行のルールは自動車税徴収の利便に益するものと推測するが、電子化された行政においては他県ナンバーでも、税の徴収は「車台番号」と「使用の本拠の位置」または「使用者の住所」を把握することにより徴収は可能と思われる。現に、自動車運転免許証の免許証番号は、免許取得した県のコードが表記されているにもかかわらず、他県に移転しても、免許証番号に変更は無い。その場合、住所地管轄の公安委員会より、更新の案内が来る。また、住所地管轄の公安委員会より更新された免許証が交付されるとの事例がある。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400021	総務省、経済産業 省	電子メールによる広告規制について	特定電子メールの 送信の適正化等 に関する法律第4 条	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2号で定義されている「特定電子メール」は、個人に対して送信される広告・宣伝メールを対象としているが、「事業のために電子メールの受信をする場合における個人」に対して送信される広告・宣伝メールは対象としていない。</p> <p>なお、同法第4条において、特定電子メールの受信をした者が、特定電子メールの送信をしないように求める旨を当該送信者に対して通知した場合は、これに反して、特定電子メールの送信をしてはならないことが規定されている。</p>	d	-	<p>従業員が会社の業務のために使用しているメールアドレスに広告・宣伝メールを受信する場合、当該従業員は、当該会社の機関として当該メールを受信していることになり、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2号で定義する「特定電子メール」には当たらない。</p> <p>したがって、事業者が、その従業員に対して、あるいはその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して、さらには株式保有関係のない他の事業者に対して広告・宣伝メールを送信する場合のいずれの場合も、従業員が会社の業務のために使用しているメールアドレスに広告・宣伝メールを受信する場合であれば、本法第4条は適用されない。なお、従業員が業務としてではなく個人として利用するメールアドレスに対し、事業者が、広告・宣伝メールを送信する場合は、「特定電子メール」に該当することとなり、本法第4条の対象となる。</p>	-	<p>解釈の徹底の観点から、ご回答の内容を規則若しくは、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。</p>	d	-	<p>総務省ホームページに、本件に係る解釈の内容を掲載することにより、一層の周知を図る。関係機関との調整を踏まえ、9月末までに掲載することとしたい。</p>
z0400021	総務省、経済産業 省	電子メールによる広告規制について	特定電子メールの 送信の適正化等 に関する法律第4 条	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2号で定義されている「特定電子メール」は、個人に対して送信される広告・宣伝メールを対象としているが、「事業のために電子メールの受信をする場合における個人」に対して送信される広告・宣伝メールは対象としていない。</p> <p>なお、同法第4条において、特定電子メールの受信をした者が、特定電子メールの送信をしないように求める旨を当該送信者に対して通知した場合は、これに反して、特定電子メールの送信をしてはならないことが規定されている。</p>	d	-	<p>従業員が会社の業務のために使用しているメールアドレスに広告・宣伝メールを受信する場合、当該従業員は、当該会社の機関として当該メールを受信していることになり、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第2号で定義する「特定電子メール」には当たらない。</p> <p>したがって、事業者が、その従業員に対して、あるいはその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して、さらには株式保有関係のない他の事業者に対して広告・宣伝メールを送信する場合のいずれの場合も、従業員が会社の業務のために使用しているメールアドレスに広告・宣伝メールを受信する場合であれば、本法第4条は適用されない。なお、従業員が業務としてではなく個人として利用するメールアドレスに対し、事業者が、広告・宣伝メールを送信する場合は、「特定電子メール」に該当することとなり、本法第4条の対象となる。</p>	-	<p>解釈の徹底の観点から、ご回答の内容を規則若しくは、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。</p>	d	-	<p>総務省ホームページに、本件に係る解釈の内容を掲載することにより、一層の周知を図る。関係機関との調整を踏まえ、9月末までに掲載することとしたい。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400021	総務省、経済産業省	電子メールによる広告規制について	5039	50390057	11	社団法人 リース事業協会	57	電子メールによる広告規制について	電子メールによる広告規制については、「事業者がその従業員に対して行なう販売又は役務の提供」に加えて「事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」も適用除外とすることを要望する。	事業者の効率性の向上	グループ会社の従業員に対して、事業所に設置された従業員用のパソコンのアドレスに広告を送信する場合、広告の提供を希望しない旨の意思表示を受けているグループ会社の従業員を除外して、広告を送信することは非効率な作業となる。一方で、除外せずに一斉送信したとしても、グループ会社の従業員にとって損害に繋がることは考え難い。昨年、同要望に対して経済産業省から「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、内部自治の問題であるとは言えず、特定商取引に関する法律の適用除外とすることは困難である。」との回答が示された。また、総務省から、「今回の要望にある広告の提供を希望しない旨の意思表示をしているグループ会社の従業員に対しても、あらかじめ同意を得れば広告メールを送信することは何ら問題がないものとするが、受信を拒否している者に対する送信を、認めることはできない。」との回答が示された。特定商取引に関する法律について、株式の過半数を保有する会社を子会社として内部自治の問題の範疇と考えることは可能と思われる。	
z0400021	総務省、経済産業省	電子メールによる広告規制について	5040	50400030	11	オリックス	30	電子メールによる広告規制について	電子メールによる広告規制については、「事業者がその従業員に対して行なう販売又は役務の提供」に加えて「事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」も適用除外とすることを要望する。	事業者の効率性の向上	グループ会社の従業員に対して、事業所に設置された従業員用のパソコンのアドレスに広告を送信する場合、広告の提供を希望しない旨の意思表示を受けているグループ会社の従業員を除外して、広告を送信することは非効率な作業となる。一方で、除外せずに一斉送信したとしても、グループ会社の従業員にとって損害に繋がることは考え難い。昨年、同要望に対して経済産業省から「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、内部自治の問題であるとは言えず、特定商取引に関する法律の適用除外とすることは困難である。」との回答が示された。また、総務省から、「今回の要望にある広告の提供を希望しない旨の意思表示をしているグループ会社の従業員に対しても、あらかじめ同意を得れば広告メールを送信することは何ら問題がないものとするが、受信を拒否している者に対する送信を、認めることはできない。」との回答が示された。特定商取引に関する法律について、株式の過半数を保有する会社を子会社として内部自治の問題の範疇と考えることは可能と思われる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400022	総務省、財務省	公的機関向け等のリース契約の長期継続契約	地方自治法第23条の3	普通地方公共団体は、債務負担行為によることなく、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。	b		構造改革特区の第3次提案等に対する当省の回答の中で、「現在、長期継続契約の対象としているのは電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等であるが、OA機器のリース契約についても長期継続契約の対象とするよう措置する」と表明しており、その具体的な対象範囲においては、現在検討を進めているところ。		貴省(総務省)の回答によれば、地方自治体について長期継続契約の対象範囲の拡大について検討中とのことであるが、如何なるリース契約が検討の対象になっているのか、また検討の結果措置する時期についてご回答いただきたい。	b		平成16年の地方自治法改正により、長期継続契約ができる対象に政令で定める契約が追加された。現在は、政令の作成作業中であり、対象範囲についても検討中である。なお、改正後の地方自治法及び政令の施行日は、改正法の公布日(平成16年5月26日)から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日とされている。
z0400023	総務省	プロバイダ責任制限法における開示要件の裁判所等による判断制度の創設	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)第4条	1 プロバイダ責任制限法第4条においては、開示関係役務提供者が同条第1項の開示請求に応じないことにより生じた損害については、自己が発信者である場合を除き、故意又は重大な過失がある場合でなければ、損害賠償責任を負わない旨の免責規定が設けられている(第4項)。 2 同法では、開示関係役務提供者が、侵害情報の流通により当該開示を請求する者の権利が侵害されたことが明らかであるか否か、当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるか否かの各点についての判断を行うものとされている。	c		C 第一次的な判断機関として第三者機関を設けることについては、当該機関が行った発信者情報の開示相当という判断に基づき開示関係役務提供者が発信者情報を開示した場合には、後に、訴訟において当該判断が覆されてももはや原状回復が不可能であり、実質的に、裁判所が担うべき最終的判断を行う機関を創設する結果になるため、このような第三者機関の設置は適当でない。この点、プロバイダ責任制限法第4条第4項においては、開示関係役務提供者が裁判外の開示請求に応じなかったことによって責任を負う場合を、故意又は重大な過失がある場合に制限し、開示関係役務提供者の負担を軽減している。裁判所において、開示請求者がプロバイダ責任制限法第4条第1項第1号又は第2号の各要件を満たしているか否かについて、開示請求前に事前に判断する手続を新設することについては、当該手続、裁判所の判断の効力、判決との関係等民事訴訟法との調整も必要であり、司法制度全体に関わる問題である。		回答では開示関係役務提供者の負担を軽減しているとのあるが、現実問題として、「通信の秘密」を踏まえプロバイダの非開示判断により開示請求者より訴訟を起こされるケースが多々あると聞く。その点に対する見解を示されたい。また、権利侵害にあたるのかどうかについては不知であるプロバイダが開示判断をしなければならぬ状況についての見解を示されたい。そもそも本要望は一民間事業者が司法上の判断を求められている現状に対して法改正も含めて検討を要望しているため、改めて検討されたい。	c		発信者情報は、憲法第21条第2項を受けて電気通信事業法に規定されている通信の秘密として保護されるべき情報であり、また、当該情報の開示は、発信者のプライバシーや表現の自由という重大な権利利益に関する問題である。さらに、その性質上、いったん開示されてしまうとその原状回復は不可能であるため、裁判所の判断に基づく場合以外に開示を行うケースは例外的なものになると認識している。 発信者情報開示請求においては、実質的な利害を有しているのは請求者と発信者であるが、発信者の匿名性が維持されたままの手続参加が認められない裁判制度の枠組みにおいては、開示関係役務提供者を通じて、請求者の権利実現及び発信者の手続保障を図ることが不可欠である。 プロバイダ責任制限法第4条第4項において、開示関係役務提供者が裁判外の開示請求に応じなかったことによって責任を負う場合を、故意又は重大な過失がある場合に制限しているほか、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会において「プロバイダ責任制限法名譽毀損・プライバシー関係ガイドライン」が取りまとめられ、開示関係役務提供者の負担を軽減している。また、今後、発信者情報開示請求訴訟に係る判例が蓄積されることにより、発信者情報開示の是非の判断が容易になっていくことが期待される。 なお、前回回答したとおり、判断機関として、裁判所以外の第三者機関を設置することは適当でない。また、裁判所が、開示請求前に開示要件の存否を判断する手続を新設することは、司法制度全体に関わる問題である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400022	総務省、財務省	公的機関向け等のリース契約の 長期継続契約	5040	50400020	11	オリックス	20	公的機関向け等のリース契約の長期 継続契約	OA機器等の物品、自動車の賃貸借に ついて、中央省庁・地方公共団体の 双方において、現行の地方自治法の不 動産の賃貸借契約同様の措置を講ずる べきである。	各省庁においてリース取引の導入が促 進されることで、調達方法の多様化が図 れる。	現在、各省庁が機器を導入するに際しては、 その機器を複数年度にわたって使用すること が明白である場合においても、予算による国 庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース 契約を更新することによって対応してい る。これは、予算による国庫債務負担行為と して扱うことを、各省庁が手続上の煩雑さゆえ に敬遠していることが主たる理由と考えられ る。上記の単年度リース契約については、ほ とんどの場合にリース会社が投資元本の未 回収リスクを負っている。投資元本の未回収 リスクを負うか否かはリース会社の判断であ るが、現行の制度が、複数年度にわたるリース 契約の利用を妨げ、実質的に、単年度リース 契約締結によるリース会社のリスク負担を 強いている。昨年、同要望に対して総務省から 「現在、長期継続契約の対象としているのは 電気等の供給や電気通信役務の提供を受け る契約等であるが、OA機器のリース契約 についても長期継続契約の対象とするよう措 置する。」との回答が示された。また、財務省 から「事務機器等のリース契約については、 契約の期間及び債務の額があらかじめ確定 できるなど、国庫債務負担行為を設定するこ とにより対応できる場合もあることから、国に おいては、購入する場合や単年度賃貸借を 行う場合と比較して複数年度のリース契約を 行うことに合理性が認められる場合には、単 年度契約を繰り返すという無駄を見直す観 点からも、国庫債務負担行為を設定して複数 年度にわたる賃貸借契約を締結することと し、この運用結果を踏まえて、さらに必要があ る場合には、制度の見直しが可能かどうかにつ いての検討をする。」との回答が示された。 措置の状況、運用の状況を示して頂きたい。	
z0400023	総務省	プロバイダ責任制限法における開 示要件の裁判所等による判断制度 の創設	5042	50420002	11	ソニー(株)	2	プロバイダ責任制限法における開示要 件の裁判所等による判断制度の創設	開示関係役務提供者に開示請求を行う 場合、開示請求者は予めプロバイダー 責任制限法第4条第1項第1号乃至第2 号に定める要件を満たしているかどうか の判断を裁判所等(裁判所、それに準ず る第三者機関、または既存機関を第三 者機関として指定)に請求し、裁判所等 で判断・決定が下され法的に担保された (または強制された)開示命令をもって 開示請求者が開示関係役務提供者に 対し開示請求を行うよう、法整備の検討 をされたい。	第一次的判断を裁判所等が行うことで、 開示要件の判断の公正性・透明性が担 保されると同時に、各々の負担も軽減さ れ、権利侵害に関する速やかな救済に 資するものとする。	プロバイダ責任制限法第4条第4項において、開 示関係役務提供者が同条第1項の開示請求に応じ ないことにより生じた損害については、自己が発信 者である場合を除いて、原則として損害賠償責任を 負わない旨の免責規定が設けられている。一方、 開示関係役務提供者が開示請求に応じた場合で、 その後、当該判断が誤っていたことが明らかになっ た場合、開示関係役務提供者は発信者に対し、損 害賠償責任を負う可能性がある(免責規定なし)。 現行法は、発信者情報開示に係る権利侵害の有無 についての判断を、開示関係役務提供者である一 事業者に課している。 現状は開示請求を受ける都度、開示関係役務提 供者は自らの判断で、開示請求者の権利が侵害さ れていることが明らかなのか、開示すべき正当な理 由があるのか否かについて判断せざるを得ない。 そのため免責規定を設けている法の要請から、そ の判断は保守的となり発信者情報を開示しないこと から、結果として多くの場合、開示請求訴訟が提起さ れることになる。開示請求者においては訴訟を提 起せざるを得ず、一方、開示関係役務提供者は常 に応訴の負担を強いられる。プロバイダ責任制限 法の立法趣旨の一つである、速やかな権利侵害の 救済の観点からも問題である。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400024	総務省	NTTの光ファイバーサービスの更なる向上により政府目標の全国3000万加入のブロードバンド化が益々促進するよう、NTTの光ファイバーの利用の仕方をLine Sharing(共同利用)方式により、電話局間の光ファイバーが売り切れる場合、複数の利用者が用いることができるようにする。	電気通信事業法第32条（電気通信回線との接続義務）	電気通信事業者は、他の電気通信事業者から自社の電気通信回線設備への接続の請求を受けたときは、電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき、設備の設置・改修が技術的・経済的に著しく困難であるとき等を除き、これに応じなければならない。	d (制度上要望事項の実現が禁止されているわけではなく、実現のため事業者間協議が必要)		電気通信事業者は、他の電気通信事業者から自社の電気通信回線設備への接続の請求を受けたときは、電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき、設備の設置・改修が技術的・経済的に著しく困難であるとき等を除き、これに応じなければならない。現在の制度上、光ファイバの共同利用方式による接続が禁止されているものではなく、要望者において光ファイバの共同利用方式による接続を希望するのであれば、まずは当事者であるNTT東日本・NTT西日本との間で接続の実現のための協議を行うことが必要である。また、仮に協議が調わない場合には、電気通信事業法に基づき、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁や総務大臣による協議開始命令・裁定といった手続を利用することが可能である。 なお、特定の区間について光ファイバの空き芯線がない場合、NTT東日本・NTT西日本の専用線サービスを利用することや、当該区間を迂回する形で光ファイバ網を整備するなどの別の手段も利用可能である。					
z0400025	総務省	市町村に対する宝くじ販売の許可	・地方財政法第32条 ・当せん金付証券法第4条	都道府県及び政令指定都市等は、公共事業等の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び政令指定都市等の議会が議決した金額の範囲内において、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。	f		宝くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的事業に活用することを目的とするものであり、できるだけ広く一般住民に均てん化できるよう、原則として広域的な行政主体である都道府県と指定都市にのみその発売権限を認めてきたもの。 宝くじの発売は、昭和20年代には都道府県等が単独で行っていたが、単独では小規模な発売額から、収益が上がらない弊害等を生じ、これを打開するため、現在は都道府県・政令指定都市が広域的に組織する協議会を設置して発売することが定着したものの。 市町村が宝くじを発売することについては、上記の宝くじの発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興宝くじ(サマージャンボ、オータムジャンボ)を発売することとし、その収益を全額市町村に配分し、その収益の活用方法等についても、各県単位で市町村が自ら決定しているところ。したがって、既に市町村が宝くじを発売するのと同様の結果が得られているもの。 この問題は、限られた宝くじの市場の中で都道府県と市町村との財源配分をどのように行うかという問題に帰着するものであり、現行の仕組みによって合理的な配分がなされているもの。		回答では宝くじの市場の財源配分との観点から従来型の財政措置とされているが、要望内容は宝くじ市場の拡大を促しうる独自のアイデアによる宝くじを念頭におき、宝くじ発売を求めらるものであることから、市の有効な財源ともなるとの観点を踏まえ、改めて検討されたい。	f	-	現行の市町村振興宝くじは、市町村が宝くじを発売するのと同様の結果を最も効率的な形で実現しているもの。 市町村振興宝くじが、市町村にとって貴重な財源であることを踏まえ、全国自治宝くじ事務協議会は、平成16年度のオータムジャンボ宝くじについて、宝くじの消化状況等を勘案して、330億円の発売を計画しており、平成15年度より30億円増額(10%増)しているところであり、一層の普及宣伝等につとめ、市町村振興宝くじの発売額の増加を図り、市町村が活用できる収益金の増加が図られるよう努力しているところ。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400024	総務省	NTTの光ファイバーサービスの更なる向上により政府目標の全国3000万加入のブロードバンド化が益々促進するよう、NTTの光ファイバーの利用の仕方をLine Sharing(共同利用)方式により、電話局間の光ファイバーが売り切れの場合、複数の利用者で用いることができるようにする。	5053	50530001	11	ソネット株式会社	1	NTTの光ファイバーサービスの更なる向上により政府目標の全国3000万加入のブロードバンド化が益々促進するよう、NTTの光ファイバーの利用の仕方をLine Sharing(共同利用)方式により、電話局間の光ファイバーが売り切れの場合、複数の利用者で用いることができるようにする。	NTTの開示する局間中継光ファイバー情報で、光ファイバーが売り切れであることを表示する「D」という表示があれば、この区間は、欲しい人が居てもまったく利用できない。何時利用できるよう増設されるかも判らない。このような売り切れ区間について、NTTの利用分を含めて光ファイバーを使っている利用者間で1本の光ファイバーを複数利用で共用できるよう、(関連する法律があればその法律を改正し、)NTTは利用したい人が光ファイバーを利用したい旨、申し入れがあれば、必ず利用できるようにしなければならないよう責務を負ってもらいたい。	利用したい事業者がNTTに接続申込をした場合、NTTは全ての申込を受け付ける。申込を受けた局間中継光ファイバー線が「D」の状況の場合、利用回線速度の遅いものがあれば、その光ファイバー回線を共同利用するよう利用者に通知をする。これはNTT自体が利用する回線も差別無くその利用対象とする。必要な光ファイバの回線装置は幾つかの装置をNTTが提示して、光ファイバー利用者選択しその機材を利用者又はNTTがサービスする。NTTは回線共用利用料金を別途定め、更なる収益が得られるようにする。従来の利用者が例えば100メガで利用している場合、その利用者は10倍までの速度を新しい利用者に対して保証請求ができる。128kbpsで利用している事業者が居れば12メガの速度を新たな利用者は保証する。必要機材はNTTが提供して一般的な商業ベースの取引として保守サービスをNTTが実施する。	NTTは現在日本全国で電話局の間を接続する局間中継光ファイバーを開放しています。このお陰で日本のブロードバンド化は急速に進んで来ました。この光ファイバーを用いることにより多くのブロードバンド事業者は多大な便宜を得て、日本は世界的なIT先進国の仲間入りすることが出来ました。利用の仕方は電話局間を複数に亘り接続して必要な箇所(例えばインターネット接続箇所)へ接続する。しかし、現状の光ファイバーの提供を限りまったくサービスは不十分です。サービス提供状況で「D」の文字の付いた区間は売り切れであることを示しています。この「D」の状態に対して、利用者はいつまで接続してくれ、などの意見を言うことも出来ないのです。またNTTは聞く必要もない。NTTの光ファイバー戦略によって増設があったり、放って置かれる状態が続く。「D」の区間が増えたと接続したい箇所があっても不可能で、利用者にはまったく役に立たない光ファイバーになってしまう。このような状況は日本のブロードバンドの進展を遅らせるものに他ならない、国家的損失です。IT化を国是として推進する政府の方針に逆行するものです。NTTの株式を保有する株主として総務省はしかるべき改善を図るべきであると思います。いつでもどこでも利用できる光ファイバー網は現在の光技術では容易に構築できるのです。是非IT化を進める国の政策の観点からも光ファイバー回線の共同利用をできるようにNTTは義務を責任を負うべきです。	
z0400025	総務省	市町村に対する宝くじ販売の許可	5061	50610002	11	荒川区	2	市町村に対する宝くじ販売の許可	宝くじの販売許可については、現在、法令により都道府県及び政令指定都市のみに認められている。 この販売許可を市町村が地域に応じた事業推進のために発売する宝くじに対して認める。 賞金額については、自治体規模により限度額を設ける。	当区における子育て支援対策(少子化対策)、健康推進(高齢者対策)、環境対策、観光振興(国際交流及び地域経済の活性化)のための基金原資を確保するため、それぞれの名目で年4回、区民に対して宝くじの販売を実施する。	地方自治体独自の財源確保策としては、法定外目的税や住民参加型ミニ公募債などがある。 それぞれ一定程度の効果をあげているが、法定外目的税は住民等にとって「税」という負担感が強く、ミニ公募債は後年、償還しなければならないため、財源確保の決定打とはならない。 一方、宝くじの発売は、購入側にとってもエンターテインメント性があるために参加しやすく、また、発行側にとっても後年度の償還という負担が生じないため、有効な財源確保策となりえる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400026	総務省、 財務省、 文部科学省	株式会社大学に対する税制上の優遇 措置の適用	地方税法 第25条、第72条 の5、第73条の 4、第348条、地 方税法第701条 の34第1項、第2 項及び第3項第3 号 地方税法施行令 第56条の22	学校法人に対しては、収益事業を 行わない法人の道府県民税、収益 事業以外の所得に対する事業税、 直接教育の用に供する不動産の取 得に係る不動産取得税、学校法人 又は私立学校法第六十四条第四 項の法人が行う収益事業以外の事 業（学生又は生徒のために行う事 業を除く。）及び学校教育法第102 条の規定により設置された幼稚園 に係る事業所税、学校法人又は私 立学校法第六十四条第四項の法 人がその設置する学校において直 接保育又は教育の用に供する固定 資産に係る固定資産税について、 非課税措置を講じている。	f		単に税の減免や特例措置を求める ものである。		当会議前身の総合規制改革会議 における「規制改革の推進に関す る第3次答申」（平成15年12月22 日）においても、少なくとも構造改革 特区において直ちに講ずべき措置 として、株式会社等と学校法人との 間の同等の競争条件の確保（株式 会社等に対する私学助成、優遇税 制の適用など）として、優遇税制の 適用について答申しているところ である。見直しの可否について再検 討されたい。	f		当要望は単に税の減免や特例措 置を求めるものであり、要望として 不相当である。 なお、まずは学校法人との整理を 行うべきものと思量する。
z0400027	総務省、 厚生労働省	指定管理者制度の運用の適正化	地方自治法第24 4条の2第3項	普通地方公共団体は、「法人その 他の団体であって当該普通地方公 共団体が指定するもの」に公の施 設の管理を行わせることができる。	c		そもそも規制は存在しない。法律 では、「法人その他の団体」であれ ば指定管理者になることができると 規定されている。 また、指定管理者の指定の手續 については、地域の実情、対象とな る施設の実情等を踏まえ、条例に より地方公共団体が自主的に定め るものである。指定管理者の申請 にあたって資格要件を設定するか 否かについても各地方公共団体で 自主的に判断すべきものであり、要 望のような通知を行うことは地方公 共団体の自主性を拘束することに つながり、地方自治の観点から適 切ではない。		・回答では、指定管理者制度の運 用は各公共団体が自主的に判断す べきものとあり対応不可とされてい るが、 要望内容では、公共団体によって は指定管理者の申請資格を社会 福祉法人等に限定している例が多 く、株式会社の参入を推進するか 否かは各地方公共団体の独自の 判断に委ねられるということでは 民間開放は進まない旨指摘されて いる。指定管理者制度の本来の趣 旨に鑑み、主体制限を課すことは 問題と言わざるを得ないため、本制 度の適切な運用を目的とした通知 等の可能性を含め、具体的な対応 策を改めて検討され、示されたい。	c		指定管理者の指定の手續について は、地域の実情、対象となる施設 の状況等を踏まえ、条例により地 方公共団体が自主的に定めるもの である。指定管理者の申請にあたっ て資格要件を設定するか否かにつ いても各地方公共団体で自主的に 判断すべきものであり、要望のよ うな通知を行うことは地方公共団 体の自主性を拘束することにつな がり、地方自治の観点から適切で はない。 また、指定管理者の指定の手續 は各地方公共団体の条例で定める こととされており、また、指定にあ たっては、あらかじめ議会の議決が 必要とされている。つまり、各地方 公共団体の住民を代表する者に よって、指定管理者の選定方法及 び指定管理者となる者が適切であ るか厳しくチェックされる仕組みと なっており、現行の制度によって、 適切な運営が十分担保されるもの である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400026	総務省、 財務省、 文部科学省	株式会社大学に対する税制上の優 遇措置の適用	5064	50640007	11	株式会社東京リーガルマイ ンド	7	株式会社大学に対する税制上の優遇措 置の適用	学校法人に対して認められている税制 上の優遇措置を株式会社大学にも適用 すること	消費者主義に基づく株式会社大学を設 立し、地域や学生のニーズに的確に応 えた教育サービスの提供を実現する。	規制の特例措置により株式会社による 大学設置という主体要件が緩和された が、学校法人と学校設置会社間の競 争条件の同一化が図られていないた め、教育内容そのものによる消費者の 自由な選択、多様な教育主体間の競争 が実現されていない。もっとも、現行の 私学助成制度は、財政的なメリットが少 ないにも関わらず、行政の強い関与を受 け、大学の個性や自主性を脅かすもの であるから、学校設置会社にこれを適用 することには反対する。その代わり、学 校設置会社も同じ公益的・公共的な教 育事業を行うものであるから、学校法人 と同様の税制上の優遇措置を認めるこ とを提案する。	添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にか かる要望書
z0400027	総務省、 厚生労働省	指定管理者制度の運用の適正化	5064	50640008	11	株式会社東京リーガルマイ ンド	8	指定管理者制度の運用の適正化	指定管理者の指定の申請にあたって、 地方公共団体が条例等により社会福祉 法人等特定の形態の法人に資格を限定 することがないよう、総務省から各地方 公共団体に向けて通知を行うこと	保育等、公共サービス分野における株 式会社の積極的参加	平成15年の地方自治法改正により「指 定管理者制度」が導入され、「公の施 設」の管理を広く民間事業者に代行させ ることが可能となったが、地方公共団体 において、指定管理者の申請資格を社 会福祉法人等に限定する例が多くみら れ、株式会社の参加が事実上不可能と なっている。	添付資料： 保育分野における株式会社の参加促進 にかかる提案

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400028	総務省	指定管理者制度における利用料金制度の見直し	地方自治法第24条の2第9項	利用料金は、条例の定めるところにより、あらかじめ地方公共団体の承認を受けて指定管理者が定める。	c		<p>現行でも、利用料金の設定については指定管理者の判断で自ら立案できる仕組みとなっており、「指定管理者が自由に利用料金を設定する」という観点からは、現行の制度で特段の支障は生じない、と考えている。</p> <p>地方公共団体の承認という手続きをとっているのは、公の施設が住民の福祉の増進に資するために地方公共団体が設置した施設であることに鑑み、指定管理者の経営努力等を重視しつつも、全面的に指定管理者の裁量に委ねるのではなく、地方公共団体の承認にかからしめることが必要であると考えているからである。</p>		<p>・回答では、料金の設定に関しては、全面的に指定管理者の裁量に委ねるのではなく、地方公共団体の承認が必要であり、対応不可とされているが、</p> <p>要望内容では、公の施設の利用料金に関し、多くの自治体は指定管理者制度の運用上、非常に低額な利用料金を要求するため、株式会社は採算がとれず、事実上参入困難となっているため、指定管理者側である程度自由に設定できることを求めている。このため、</p> <p>住民等の福祉の増進等を考慮すれば、ある程度の料金の上限規制は残しつつも、この範囲内で指定管理者が自由に料金を設定できるようになれば、当該市場への民間からの参入が促進され、住民のニーズに合わせた柔軟なサービスの提供が可能であること、</p> <p>但し、料金の上限規制を導入している多くの自治体では、上限金額があまりに低すぎてボランティア的なものになってしまう懸念があるため、ある程度の民間企業の採算を考慮したものとすること。</p> <p>以上2点について地方公共団体への通知等の可能性を含め、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。</p>	c		指定管理者制度は、公の施設の管理についてできるだけ低い費用で最大の効果を発揮することを目的として導入されたものである。利用料金・委託料の設定については、この制度の趣旨に鑑み、地方公共団体において適切に設定すべきものである。
z0400029	総務省、 厚生労働省	公営施設の民間移管における株式会社の参入促進	規制改革・民間開放のための基本方針	「国及び地方公共団体の事務及び事業の民間への移管（民営化・民間譲渡・民間委託）や公共施設の管理の在り方の見直し」を、規制改革・民間開放推進のための重要課題として位置づける。	c		<p>公共施設の民間移管については、地域の実情、対象となる施設の状況等を踏まえ、地方公共団体が自主的に定めるものである。移管先の申請にあたって資格要件を設定するか否かについても各地方公共団体で自主的に判断すべきものであり、要望のような通知を行うことは地方公共団体の自主性を拘束することにつながり、地方自治の観点から適切ではない。</p>		<p>・回答では、地方公共団体で自主的に判断すべきであり対応不可とされているが、</p> <p>要望内容では、公営施設の民間への移管について公共団体が応募要件として社会福祉法人等に限定している例が多く、株式会社の参入を推進するか否かは各地方公共団体の独自の判断に委ねられるということでは、民間開放は進まない旨指摘されている。このように、主体制限を課し、事実上、株式会社の参入を制限することは問題と言わざるを得ないため、適切な運用を目的とした通知等の可能性を含め、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。</p>	c		公共施設の民間移管については、地域の実情、対象となる施設の状況等を踏まえ、地方公共団体が自主的に定めるものである。移管先の申請にあたって資格要件を設定するか否かについても各地方公共団体で自主的に判断すべきものであり、要望のような通知を行うことは地方公共団体の自主性を拘束することにつながり、地方自治の観点から適切ではない。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400028	総務省	指定管理者制度における利用料金 制度の見直し	5064	50640009	11	株式会社東京リーガルマイ ンド	9	指定管理者制度における利用料金制度 の見直し	指定管理者制度において、公の施設の 利用料金を、指定管理者が自由に設定 できるよう、現行地方自治法第244条の 2第9項を改正すること。	保育等、公共サービス分野における株 式会社の積極的参加	現行の指定管理者制度は、利用料金の 設定に地方公共団体の事前承認を必要 としているため、住民のニーズに合わせ た柔軟なサービスの提供が困難となっ ている。そこで、施設の利用料金につい ては、指定管理者が原則として自由に設 定できるよう、地方自治法244条の2第9 項を改正することを提案する。	添付資料： 保育分野における株式会社の参加促進 にかかる提案
z0400029	総務省、 厚生労働省	公営施設の民間移管における株式 会社の参加促進	5064	50640010	11	株式会社東京リーガルマイ ンド	10	公営施設の民間移管における株式会 社の参加促進	公営施設の民間移管に際して、地方公 共団体が社会福祉法人等特定の形態 の法人に移管先を限定することがない よう、総務省から各地方公共団体に向 けて通知を行うこと	保育等、公共サービス分野における株 式会社の積極的参加	地方公共団体において、公共施設・ サービスの民間移管に際し、応募要件 を社会福祉法人等に限定する例が多く みられ、株式会社の参加が事実上不可 能となっている。	添付資料： 保育分野における株式会社の参加促進 にかかる提案

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400030	総務省、 厚生労働省	公営施設の民間移管における株式会 社の参入促進	規制改革・民間開 放のための基本方 針	「国及び地方公共団体の事務及 び事業の民間への移管（民営化・ 民間譲渡・民間委託）や公共施設 の管理の在り方の見直し」を、規制 改革・民間開放推進のための重要 課題として位置づける。	c		公共施設の民間移管について は、地域の実情、対象となる施設 の状況等を踏まえ、地方公共団 体が自主的に定めるものである。移管 にあたって条件を設定するか否か についても各地方公共団体で自主 的に判断すべきものであり、要望の ような指針を出すことは地方公共団 体の自主性を拘束することにつな がり、地方自治の観点から適切で はない。		・回答では、地方公共団体で自主 的に判断すべきであり対応不可とさ れているが、 要望内容では、条例にて財産（土 地、建物）の無償譲渡・貸付を株式 会社に対して行えない旨を規定し、 社会福祉法人等との競争が不利と なっている例が多く、各地方公共団 体の独自の判断に委ねられるとい うことでは、民間開放は進まない旨 指摘されている。このことは、民間 移管における競争条件の均一化 （イコールフットイング）の考え方に 反するものであり、再考すべきと考 えるが、適切な運用を目的とした通 知、指針等の可能性を含め、具体 的な対応策を改めて検討され、示さ れたい。	c		公共施設の民間移管については、 地域の実情、対象となる施設の状 況等を踏まえ、地方公共団体が自 主的に定めるものである。移管にあ たって条件を設定するか否かにつ いても各地方公共団体で自主的に 判断すべきものであり、要望のよ うな指針を出すことは地方公共団 体の自主性を拘束することにつな がり、地方自治の観点から適切で はない。
z0400031	総務省	株式会社への民間委託・移管に向けた 数値目標の導入	-	-	c	-	各地方公共団体の行う事務事業 は多種多様であり、またその置か れている状況も様々であることか ら、国が一律に民間委託等に関す る数値目標を導入することは困難。	-	回答では、各地方公共団体の置か れた状況が多岐にわたることから、 国が一律の数値目標を導入するこ とは困難であるとされているが、民 間開放の一層の推進という観点か らは、国による一層積極的な対応 これによる地方公共団体の意識改 革の実現が期待される。この点を 踏まえ、地方自治の趣旨に反さな い範囲内での本要望事項の実現 の方策につき改めて検討され、具 体的な対応策及びその実施時期に つき示されたい。	c	-	国において地方公共団体の事務 事業の民間委託等に関する数値目 標を導入することについては、各 地方公共団体の行う事務事業が多 種多様であり、またその置かれて いる状況も様々であるため、困難 であるのみならず、地方分権の趣 旨に鑑みても、各地方公共団体が 地域の事情に応じ自主的に取り組 むべきものであり、不適切。 総務省としては、公の施設の管理 を株式会社等の民間事業者にも行 わせることができることとする指 定管理者制度を導入するなど改革 推進のためのツールを整備しており、 さらに、最近の制度改革の動向や 全国の民間委託等の実施率や事 例等を示して、全地方公共団体に 対し、改めて民間委託等の推進の 観点から事務事業の総点検を行う よう本年3月に要請しているところ であり、今後も、民間委託等の積極 的かつ計画的な推進を各地方公共 団体に要請してまいりたい。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400030	総務省、 厚生労働省	公営施設の民間移管における株式 会社の参入促進	5064	50640011	11	株式会社東京リーガルマイ ンド	11	公営施設の民間移管における株式会 社の参入促進	民間移管の際には「財産の有償譲渡・ 貸付」を原則とするか、株式会社に対 しても財産の有償譲渡・貸付が可能とな るよう条例を改正する旨、国レベルで指 針を出すこと	保育等、公共サービス分野における株 式会社の積極的参入	現在、多くの地方公共団体において、条 例により「財産（土地・建物）の有償譲 渡・貸付」を株式会社に対してはなしえ ない旨の定めがなされている。このた め、公営施設の民間移管において、社 会福祉法人等が著しく有利な条件に立 ち、株式会社が厳しい競争を強いられ ている。	添付資料： 保育分野における株式会社の参入促進 にかかる提案
z0400031	総務省	株式会社への民間委託・移管に向 けた数値目標の導入	5064	50640012	11	株式会社東京リーガルマイ ンド	12	株式会社への民間委託・移管に向けた 数値目標の導入	毎年最低10%は株式会社に民間委託・ 移管を行う等の数値目標を導入する。	保育等、公共サービス分野における株 式会社の積極的参入	今後地方財政を立て直していくために は、多額の補助金を受け取り税金を免 除されている社会福祉法人ではなく、株 式会社への委託・移管こそ増やしてい かなければならない。そのためには、よ り踏み込んで毎年一定割合は民間委 託・移管先を株式会社になさなければな らないといった数値目標を導入すべきで ある。	添付資料： 保育分野における株式会社の参入促進 にかかる提案

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400032	総務省	ローリー！キスミー特区	消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令	危険物の貯蔵・取扱形態に応じ、危険物の規制に関する政令において、位置、構造、設備の技術上の基準が定められている。	c		移動貯蔵タンクに危険物を注入する行為は、漏えい、火災等事故防止のための所要の対策が講じられ、所定の基準を満たした危険物一般取扱所で行わなければならない。		空港内に限定し、安全を確保できるスペースを維持する等、許可要件を明確化したうえで、エプロン内給油車に直接給油を行なうことができないか再度検討願いたい。	c	—	移動貯蔵タンクに危険物を注入する行為は、漏えい、火災等事故防止のための所要の対策が講じられ、所定の基準を満たした危険物一般取扱所で行わなければならない。
z0400033	総務省	・危険物取扱者の保安講習受講すべき時期の変更	消防法第13条の23 危険物の規制に関する規則第58条の14	危険物取扱者は3年ごとに講習を受けなければならない。	c		危険物施設における火災等事故は近年増加している。しかもその原因は人的要因によるものが依然として多く、危険物取扱者はこれら事故情報等を的確に把握して取扱いにあたることが重要であり、少なくとも3年おきに講習を受けなければ十分な安全管理を行うことができない。 また、急速な科学技術の発展への対応や最新の事故事例、法令改正の講習を適時に受けるには少なくとも3年おきの講習が必要。		少なくとも3年おきに講習を受けなければ十分な安全管理を行うことができない根拠を明らかに示されたい。 また、危険物安全協会の講習は日時、会場指定の集合研修であり、研修受講者に対して負担が大きい。今後、IT技術の活用等、受講者の負担が少ない研修方法となるよう研修のあり方についても検討されたい。	c	—	3年ごとの講習を行っている現在においても、危険物施設における火災等事故が増加しており、しかもその原因は人的要因によるものが依然として多い。 このような現状を鑑みると、講習頻度を現行の3年以上に延長することは、危険物取扱者の習熟度の低下を招き、現在以上に危険物事故のリスクを高める危険性があるため、危険物保安の観点から認められない。 また、急速な科学技術の発展による新規危険物への対応、それに伴い逐次に行われている法令改正の講習を効果的に行うには現状よりも講習頻度を延長することは不適當。 なお、講習については、受講者からの要望に応じて講習の負担が軽減されるような方式を逐次取り入れてきているところ。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400032	総務省	ローリー！キスミー特区	5071	50710003	11	NPO名古屋エアフロント協会（設立準備中）事務局	3	ローリー！キスミー特区	<p>来年2月17日に現名古屋空港の定期便は中部国際空港に一元化される。その後の空港は小型機を中心に運営されるが愛知県の新展開基本計画では現在の給油施設地帯は処分用地となり給油施設は廃止される。給油業者は販売量が激減する上にジェット燃料とAVGASの両方の施設を作らねばならず営業できるかどうかの死活問題となっている。ジェット燃料についてはエプロン内給油車にタンクローリーより直接給油が許されるなら投資が少なく運営が可能となりうる。燃料業者がいない空港は発展がありえない。</p>	<p>現在消防法上給油車から給油車への給油は禁止されている。空港内に限り給油車から航空機給油用の給油車に給油が許されたい。空港内はスペース広く給油する場所を限定して許されたい。</p>	<p>危険物の規制に関する政令27条四二では引火点が40度未満の危険物を注入するときは移動タンク貯蔵所の原動機を停止させることとなっているが、現在のジェット燃料の引火点はほとんどジェット燃料油試験成績表で引火点は40度C以上を確保しており空港内の場所を限定して給油車からエプロン内給油車に給油が許されたい。</p>	<p>1. 中日本航空整備規程：業務基準「航空タービン燃料について」2. JS K2209 航空燃料規格3. 米国民間航空ガスタービン燃料規格4. 出光興産ジェット燃料油試験成績表*引火点40.0 Cはこれ1枚だけだった。業界では42~43が一般的といっている。*危険物の規制に関する政令</p>
z0400033	総務省	・危険物取扱者の保安講習受講すべき時期の変更	5074	50740001	11	知多エール・エヌ・ジー株式会社	1	・危険物取扱者の保安講習受講すべき時期の変更	<p>・消防法第13条の23の規定に基づき、危険物取扱者の保安講習の受講すべき時期は、免状交付日または前回の講習日から3年以内となっているものを、5年以内とする。</p>	<p>・保安講習の目的は理解するが、情報化社会が進んでおり情報を迅速に共有化することが可能となっている。よって、現行の受講すべき時期を3年以内から5年以内に延長しても支障ない判断される。</p>		

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400035	総務省	電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善	電波法第38条の33、第38条の34、第38条の35 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第39条、第40条、第41条 電気通信事業法第63条、第64条、第65条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第41条、第42条、第43条	製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、技術基準適合自己確認を行った特定端末機器・特別特定無線設備の種類、設計・工事設計確認の方法等、総務省令で定める事項を総務大臣へ届け出ることができる。	c		技術基準適合自己確認の届出を行った者は、その旨の表示/適合表示無線設備としての表示を端末機器/無線設備に貼付することができる制度であるが、届け出られた情報は、技術基準適合機器が確認された場合に、消費者保護の観点から当該機器の製造業者、機種等を迅速に特定するために必要であることから、届出を行った者の名称、機器の種類及び主な諸元、並びに検証結果の概要等、必要最小限の情報を求めているものである。また、消費者保護の観点から、自己確認を行った事実に関する情報を国が消費者に提供することにより、消費者が安心して端末機器/無線設備を利用できる環境の維持を確保するものである。なお、届出書が到達したら、記載事項について、所要の確認を行っている。		回答では、「技術不適合機器が確認された場合に、消費者保護の観点から当該機器の製造業者、機種等を迅速に特定するために必要」とあるが、「技術不適合機器が確認された場合」ということは、既に現品が確認されたということであり、通常現品には製造業者名が記載されていることから、その時点で、「当該機器の製造業者、機種等」は既に特定されており、技術不適合機器を製造・販売したメーカーに対する行政として必要な処置を講ずべき対象の明確化が可能な状態にあると考えられる。つまり、現品確認をすることで目的を達成することができるのであり、敢えて関係情報について届出をする必要性は乏しい。この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され示されたい。	c		基準認証制度では、技術基準適合機器が確認された場合に、当該機器の届出情報を用いることにより国による迅速な対応を可能とする。とともに、消費者保護の観点から、自己確認が行われた機器に関する情報を国が消費者に提供することにより、消費者が安心して端末機器/無線設備を利用できる環境の維持を確保するために、予め必要最小限の情報を把握することが必要とされているものである。
z0400036	総務省	電気通信機器の技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務の撤廃	電波法第38条の25、第38条の34 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第35条、第40条 電気通信事業法第57条、第64条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第37条、第42条	認証取扱業者は、その取り扱う端末機器・特定無線設備が、設計・工事設計に合致することを、それぞれ設計認証・工事設計認証を受けた確認の方法に基づき検査し、その検査記録を保存しなければならない。	c		技術基準適合機器が発生した場合には、消費者保護の観点から、認証取扱業者に対し、総務大臣は技術基準適合機器の市場からの回収等の妨害防止命令/妨害等防止命令を発動することかできることとなっている。これらが発動するためには、認証取扱業者への立入検査等を行い、迅速に原因を究明する必要があるが、認証取扱業者において個々の製品の検査記録が保存されていない場合は、迅速な原因究明が不可能となり、消費者が安心して端末機器/無線設備を利用できる環境の維持に影響を及ぼすことから、認証取扱業者に責任を持って個々の製品の検査記録を作成・保存を求めているものである。なお、検査記録は、電磁的記録による作成・保存も可能としている。		回答では、「技術基準適合機器が発生した場合には、認証取扱業者において個々の製品の検査記録が保存されていない場合は、迅速な原因究明が不可能となるため、認証取扱業者に責任を持って個々の製品の検査記録を作成・保存を求めている」とあるが、検査記録を作成・保存しなくても、認証審査の為に認証機関に提出する書類を使用することで迅速な原因究明は可能と考える。また、市場からの回収等の妨害防止命令/妨害等防止命令を発動するためには、当該機器を見て判断する必要があり、検査記録を見ても判断できないのではないかと意見もある。この点を踏まえて改めて検討されたい。	c		設計/工事設計認証制度については、設計/工事設計認証に係る設計/工事設計に合致するようにしなければならない義務が課されているが、技術基準適合機器が発生した場合に、認証時の書類及び当該機器のみでは、実際に製造された製品について設計/工事設計合致義務が満たされていたかどうかを事後的に検証できないことから、その検査記録の作成及び保存が必要とされているものである。また、製造工程における原因等により多数の技術基準適合機器が発生した場合において、認証時の書類からは、いつの時点で不適合機器が発生し、どれだけの製品が技術基準適合になっていないかを把握不可能であり、消費者保護の観点から、当該技術基準適合機器に対する迅速な原因究明及び必要の措置を的確に講ずることを可能とするために、検査記録の作成及び保存は必要不可欠なものである。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400035	総務省	電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善	5078	50780024	11	(社)日本経済団体連合会	24	電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善	届出を廃止すべきである。		<p>総務省「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」報告書（平成14年12月16日）では、無線局の簡易な免許手続等の適用の可否の判断や電気通信機器に異常があった際の当該機器の製造業者等の特定などにあたって届出（ファイリング）情報が必要としている。しかしながら、届出を不要としても、例えば、特定無線設備の中で免許申請が必要なものは免許申請時に技術基準適合手続を経たか否かを確認すること、また、不適合機器等から製造業者等を特定すること、などは可能であると考えられる。</p> <p>届出により手続き上の手間が多くなる。また、総務省は届出により必要な情報を把握する必要があるとするが、現実には届出の様式のチェックだけで、技術的なデータはチェックされていないことが多い。届出を廃止したとしても、何らかの問題が生じた場合、現品確認で現制度で求めている機能または必要情報は確保できる。</p>	<p>端末機器のうち、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与える恐れが少ないものとして総務省令で定める特定端末機器については、その設計が技術基準に適合することを製造業者等が自ら確認することができる。当該製造業者等は設計に合致することの確認方法を総務大臣に届け出ることができ、その確認方法に従い検査を行い、総務省令で定める検査記録を作成し、保存する義務を履行したときは、総務省令で定める表示を付することができる。</p>
z0400036	総務省	電気通信機器の技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務の撤廃	5078	50780025	11	(社)日本経済団体連合会	25	電気通信機器の技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務の撤廃	技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務を撤廃すべきである。		<p>自己確認制度の下で企業は全ての責任を負っているにもかかわらず、電気通信事業法及び電波法の改正により左記のような義務が新たに課せられたため、企業による柔軟な対応を阻害し、製品コストの上昇を招く要因となっている。</p> <p>よって、技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務を撤廃すべきである。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400037	総務省	端末設備の接続の技術的条件の廃止	電気通信事業法 第52条 電気通信事業法 第69条	端末設備の利用者が、その端末設備を電気通信事業者の設備に接続するには、当該電気通信事業者の接続の検査を受けた後、接続し使用することが原則である。ただし、その端末設備が、当該電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める技術的条件に適合している場合は、接続の検査を行うことなく、利用者は接続し、使用することができる。	d	—	技術的条件の認可は、電気通信事業者の申請を受け、当該電気通信事業者設備を損傷防止等の観点から審査し、判断するものであるが、認可申請するかどうかは電気通信事業者の任意である。従って、電気通信事業者が、「既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ねたい」との観点から、技術的条件としての認可は不要と判断し、申請を行わないこととすることも制度上は可能。その場合、端末設備を接続する際、当該電気通信事業者による接続の検査が必要となる。		そもそも、端末機器メーカーは接続できない機器を製造・販売するとは考え難いため、電気通信事業者による接続検査は行われるのが通常である。回答では、現行制度でも対応可能とのことであるが、要望の趣旨は既に存在意義を失っている「技術的条件」を廃止して、既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ねるべきであるとしている。この点を踏まえ、改めて回答された。	c	端末設備の接続に関する技術上の規格のうち、電気通信設備の損傷防止及び他の利用者への迷惑防止の観点からの必要最低限の基準に限っては、ネットワーク全体の安定的な運用を図るため、技術基準として国が定めることとしている。ただし、新サービスのように過渡的なものに係る場合については、その迅速なサービス提供を可能とするため、電気通信事業者自らが定めたいものについても、申請の上、総務大臣の認可を得ることにより端末設備の接続の技術基準の一部とみなすこととしている。このように「技術的条件」の認可制度は、国が定めるべき技術基準と同等の効果を、電気通信事業者が自ら定める「技術的条件」にも与えている制度であり、必要なものである。	
z0400038	総務省	周波数の利用目的の緩和	電波法第6条	無線局の免許を受けるにあたり、無線局の開設の目的が放送業務を行うことである場合、割当てられた周波数を用いて放送業務以外の無線通信業務を行うことはできない（CS放送（東経110度CSデジタル放送を除く。）を除く。）。	c		周波数は国際的にその特性に応じて割当てられているところであり、その特性に応じて利用目的を定め、計画的に利用することが必要である。そのうち放送業務を行うことを目的として割当てられている周波数は特に希少であることから、基本的に常時当該目的で利用可能とすべきである。 また、周波数の利用に際し、放送業務を含む種々の業務に割り当てられる周波数は、電波法等の規定に基づき、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定められている。放送波を放送局から借り受けることは、限られた資源である周波数を有効に活用する当該規定の趣旨を損なうものであり、認められない。 なお、地上テレビジョン放送については、デジタル化によって周波数の効率的な利用が可能となることから、2011年以降に予定されているアナログとのサイマル放送終了後、一部の周波数については新規の周波数需要へ割り当てることが可能となり、電波の有効利用を図ることができる。		回答では、「放送波を放送局から借り受けることは、限られた資源である周波数を有効に活用する当該規定の趣旨を損なうものであり、認められない」とあるが、電気通信役務利用放送法の制定やブロードバンド放送の普及により、放送と通信の融合が進展してきていることから、通信と放送という区分を維持することの意義は薄れてきている。周波数の利用目的を緩和することで、周波数の多様な活用が可能となり、新たなビジネスの創出が期待される点を踏まえ、改めて周波数の利用目的の緩和について検討されたい。 また、回答では、「放送に割り当てられている周波数が特に希少であることから、基本的に常時当該目的で利用可能とすべき」としているが、その根拠を明らかにされたい。	c	放送は、瞬時に広範に情報を伝達できる即時性を有し、公衆に直接受信され、さらに映像や音声で直接人間の視聴覚に訴えることから、大きな社会的影響力を有するメディアである。このことに鑑み、電気通信役務利用放送を含む放送には放送番組の編集に関して通信にはない一定の規律が設けられており、放送、通信という区分を維持することの意義は依然として存在している。したがって、周波数の利用目的を緩和するより、むしろこれらの区分を前提として、周波数を計画的に有効活用することが適当である。 また、放送業務を行うことを目的として割り当てうる周波数は、国際電気通信連合の無線通信規則に規定される国際分配において限定されている。国内的にも、通信目的に割り当てられた一部の周波数のようになお利用可能な周波数がある場合とは異なり、放送目的に割り当てられた周波数では、割当てを越える需要が存在し、なお利用可能な周波数が基本的にはない状態にある。このような状況を踏まえれば、放送に割り当てられている周波数は、より周波数の利用状況に余裕のある他の目的での利用を可とするよりも、基本的に常時放送目的で利用可能とすべきである。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400037	総務省	端末設備の接続の技術的条件の 廃止	5078	50780027	11	(社)日本経済団体連合会	27	端末設備の接続の技術的条件の廃止	技術的条件を廃止し、既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ねるべきである。		民間の任意規格に委ねることによって端末設備の円滑な接続が可能となる。総務省は技術的条件と技術基準には異なる存在意義があるとしている。しかし、電気通信事業法は民間の公正を保つために技術基準を設けており、技術的条件は通信事業者が接続に同意すれば十分である。	
z0400038	総務省	周波数の利用目的の緩和	5078	50780029	11	(社)日本経済団体連合会	29	周波数の利用目的の緩和	周波数の利用目的規定を緩和し、周波数を通信・放送いずれの用途でも利用できるようにすべきである。 特に、放送波を放送局から借り受け、放送波の特徴を生かした多様なサービスを提供できるよう、放送と通信の区分の見直しも含め、関連法規の改訂を行なうべきである。	(要望理由の続き) 放送が有している緊急対応等の社会的役割に十分配慮しつつも、通信・放送を総合的にとらえる事により、使用時間帯等の利用方法を個別に話し合い、新たなサービスを実現することが可能となる。 例えば、放送波を利用して、移動体への情報の大容量配信サービスを行うことで、安価で多様なサービスの創出やビジネスへの活用が可能となり、国民にとって電波の有効利用を図ることができる。	限られた資源である周波数を有効に活用することは重要であり、デジタル化などによって生じる放送波の空帯域を利用し、通信サービスなど他の利用目的に活用することが、国民の便益をより一層高めることになる。 総務省は、通信と放送のもつ役割が別であることを前提にしており、放送は瞬時に広範に情報を伝送できる即時性をもち、映像や音声により直接受信者に強い印象を与え、大きな社会的影響力を持つとしている。 しかし、通信もインターネット放送の普及や、通信と放送の伝送路共用に係る規制の合理化を図った制度（電気通信役務利用放送法）などにより、前述の放送と同様な社会的影響力を有しつつあり、明らかに通信と放送の垣根は低くなってきている。 そうした中で、放送サービスと電気通信事業による通信サービスとは、送信の相手方が不特定多数かどうかで切り分けられているが、この事が放送波を利用した安価で多様なサービスを提供する機会を狭めている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400039	総務省	地方公共団体の保有する金銭債権の 信託を可能とすること	地方自治法第23 7条第3項、第23 8条の5第2項	地方公共団体の財産は、一定の場 合において普通財産である土地の みを信託することができる。	c		地方公共団体の債権は、住民か らの税金等を原資とするものであ り、法律上特別に認められた方法、 手続によって安全かつ確実に管理 し、回収を図る必要があること、信 託を行うと一時的にであれ信託財 産の所有権が受託者に移転するこ とから、その場合の法律上の問題 点、社会に与える影響等を慎重に 検討する必要があることから、具 体的な方策、実施時期等を示すこ とはできない。		・回答では、法律上の問題点、社会 に与える影響等を慎重に検討す る必要があり、対応不可とされてい るが、 地方公共団体の有する財産の うち、普通財産等については、適正 な対価を受けることにより譲渡する ことが認められているところであり、 一部の地方公共団体においては、 セル&リースバック方式等により、 流通化、証券化を行い、資金調達 を実施している実例が存在すること から、同等の効果を実現することの できる信託方式が普通財産及び行 政財産において認められない理由 について明確にされたい。 また、「慎重に検討する必要が ある」としているところ、検討の場 検討終了の目途及び検討内容につ いて、明らかにされたい。	c		地方公共団体の債権や財産制度 については、前回回答にある課題 を踏まえながら、引き続き慎重に検 討をしていきたい。
z0400039	総務省	地方公共団体の保有する財産について 流動化、証券化を目的とした信託を可 能とすること	地方自治法第23 7条第3項、第23 8条の5第2項	地方公共団体の財産は、一定の 場合において普通財産である土地 のみを信託することができる。	c		地方公共団体の財産は、住民か らの税金等を原資とするものであ り、法律上特別に認められた方法、 手続によって安全かつ確実に管理 する必要があること、信託を行うと 一時的にであれ信託財産の所有権 が受託者に移転することから、その 場合の法律上の問題点、社会に与 える影響等を慎重に検討する必 要がある。		・回答では、法律上の問題点、社会 に与える影響等を慎重に検討す る必要があり、対応不可とされてい るが、 地方公共団体の有する財産の うち、普通財産等については、適正 な対価を受けることにより譲渡する ことが認められているところであり、 一部の地方公共団体においては、 セル&リースバック方式等により、 流通化、証券化を行い、資金調達 を実施している実例が存在すること から、同等の効果を実現することの できる信託方式が普通財産及び行 政財産において認められない理由 について明確にされたい。 また、「慎重に検討する必要が ある」としているところ、検討の場 検討終了の目途及び検討内容につ いて、明らかにされたい。	c		地方公共団体の債権や財産制度 については、前回回答にある課題 を踏まえながら、引き続き慎重に検 討をしていきたい。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400039	総務省	地方公共団体の保有する金銭債権 の信託を可能とすること	5078	50780031	11	(社)日本経済団体連合会	31	地方公共団体の保有する金銭債権の信 託を可能とすること	金銭債権の信託を可能とするよう速や かに検討を開始し、平成16年度までに 結論を得るべきである。		投資家の投資対象商品の選択肢が拡 大するとともに、地方公共団体において 国に依存しない独自の資金調達手段を 拡充することは、国の財政負担の軽減 に寄与する。	地方公共団体は、「普通財産である土 地(その土地の定着物を含む)」以外を 信託できない。
z0400039	総務省	地方公共団体の保有する財産につ いて流動化、証券化を目的とした 信託を可能とすること	5084	50840001	11	社団法人 信託協会	1	地方公共団体の保有する財産について 流動化、証券化を目的とした信託を可 能とすること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体が有する財産は、行政 財産、普通財産、物品及び債権並びに 基金に分けられるが、地方自治法によ り、普通財産以外を信託することは認め られていない。 ・ また、普通財産の信託についても、 地方公共団体自らが受益者となる場合 しか認められておらず、また、地方公共 団体は公用又は公共用に供するために 必要が生じたときは信託期間中であつて も信託契約を解除できるものとされてい る。 ・ したがって、地方公共団体が有する 財産のうち、普通財産以外の財産につ いても信託を可能とすること、及び、その 場合に(普通財産の信託も含めて)流動 化、証券化が可能となるような法的手当 てをあわせて行うことを要望するもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体においても、資金調達 の多様化のニーズは高まってきていると ころ、流動化、証券化を目的とした信託 の設定が可能となることにより、当該 ニーズを充足することが可能となる。 ・ 地方公共団体の資金調達手段の多 様化が図られることは、地方の自主的な 財政運営に資するものであり、また、地 方分権の推進という国家施策にも合致 するものである。 ・ なお、地方公共団体が有する財産を 流動化、証券化のために信託すること は、地方公共団体にとって当該財産に 係るリスクを解放するために行うもので あり、地方公共団体の健全な財政運営 にも資するものである。 	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400040	総務省、 国土交通省	総合振興整備計画基本構想と都市計画法における整合問題についての規制緩和	地方自治法第2条第4項・都市計画法第15条第3項	都市計画法第15条第3項において、市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた地方自治法第4条第3項の基本構想に即さなければならないとされている。	d		<p>地方自治法第2条第4項に基づく基本構想については、市町村の将来の振興発展を展望し、これに立脚した長期にわたる市町村の経営の根幹となる構想である。</p> <p>また、各個別法において、福祉やまちづくりに関する計画があるが、これらの計画の策定にあたっては、地方自治法に基づく基本構想に即することとされており、このことにより市町村が主体的かつ総合的・統一的に対応することが可能となっている。</p> <p>一般的には、地方自治法の基本構想において、個別事業が位置づけられていなくても、当該事業が基本構想の趣旨に沿ったものであれば、基本構想を変更することなく、地域の実情に応じて柔軟に対応することが可能である。</p> <p>いずれにしても、提案主体が進めている計画の実現については、市町村の将来のまちづくりと深く関連する事項であることから、市町村と十分に協議する必要があるものと考えられる。</p>					
z0400041	総務省、 農林水産省	総合振興整備計画基本構想と農地法及び関連法規における整合問題についての規制緩和	地方自治法第2条第4項・農業振興地域の整備に関する法律第10条第2項	農業振興地域の整備に関する法律第10条第2項において、市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた地方自治法上の基本構想に即するものでなければならないとされている。	d		<p>地方自治法第2条第4項に基づく基本構想については、市町村の将来の振興発展を展望し、これに立脚した長期にわたる市町村の経営の根幹となる構想である。</p> <p>また、各個別法において、福祉やまちづくりに関する計画があるが、これらの計画の策定にあたっては、地方自治法に基づく基本構想に即することとされており、このことにより市町村が主体的かつ総合的・統一的に対応することが可能となっている。</p> <p>一般的には、地方自治法の基本構想において、個別事業が位置づけられていなくても、当該事業が基本構想の趣旨に沿ったものであれば、基本構想を変更することなく、地域の実情に応じて柔軟に対応することが可能である。</p> <p>いずれにしても、提案主体が進めている計画の実現については、市町村の将来のまちづくりと深く関連する事項であることから、市町村と十分に協議する必要があるものと考えられる。</p>					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400040	総務省、 国土交通省	総合振興整備計画基本構想と都市 計画法における整合問題について の規制緩和	5080	50800001	11	株式会社ABCCオフィス	1	総合振興整備計画基本構想と都市計 画法における整合問題についての規制緩 和	都市計画法における開発許可におい て同法運用指針に定める総合振興整備 計画基本構想との整合について具体的 運用指針に対し総合振興整備計画基本 構想は総論的な意味合いから具体的案 件について位置付けがなされていない ことから個別案件に対し立地検討の特 例（地域振興策もしくは「関連産業立地 など）をもうけてほしい	総合振興整備計画基本構想に位置付 けされていない産業立地について乱開 発を防止する措置を講じた上で地域振 興に寄与すると判断される案件につい て特例規定を盛り込む	平成12年、14年の都市計画法の一部 改正をうけ、平成16年6月に地域振興目 的を含めた規制緩和措置的改正があり、 各自治体では有益な条例を制定し、 また特区制度の活用により地域再生策 が有効に施行されている行政も存在す る。一方何もする意思なく具体的方策も ない地方自治体も目立つ。その様な自 治体に対し企業及び起業者とそこに従 事する従業員は企業存続と解雇の不安 におびえている。統廃合及び著しい地域 振興策をもって立地を希望する起業者 に対し断りの口実を取り除き雇用と企業 の存続及び飛躍の場を確保してほしい。	
z0400041	総務省、 農林水産省	総合振興整備計画基本構想と農地 法及び関連法規における整合問題 についての規制緩和	5080	50800002	11	株式会社ABCCオフィス	2	総合振興整備計画基本構想と農地法及 び関連法規における整合問題について の規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第5 条に規定する計画変更の方針について 同法第13条第3項に定める変更手続き において総合振興整備計画基本構想と の整合について1に同じく特例を設けて ほしい	総合振興整備計画基本構想に位置付 けされていない産業立地について乱開 発を防止する措置を講じた上で地域振 興に寄与すると判断される案件につい て特例規定を盛り込む	平成12年、14年の都市計画法の一部 改正をうけ、平成16年6月に地域振興目 的を含めた規制緩和措置的改正があり、 各自治体では有益な条例を制定し、 また特区制度の活用により地域再生策 が有効に施行されている行政も存在す る。一方何もする意思なく具体的方策も ない地方自治体も目立つ。その様な自 治体に対し企業及び起業者とそこに従 事する従業員は企業存続と解雇の不安 におびえている。統廃合及び著しい地域 振興策をもって立地を希望する起業者 に対し断りの口実を取り除き雇用と企業 の存続及び飛躍の場を確保してほしい。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400042	総務省	市町村合併をひかえた市町村に対する市制施行の徹底に関する要望	地方自治法第1条の2第2項	国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。	e		地方自治法第1条の2の2は、国と地方公共団体の役割分担のあり方と地方公共団体の自主性及び自立性の発揮に関し、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、国として遵守しなければならない事項について規定したものであり、規制は存在せず、当該要望は検討要請事項の対象とはなり得ない。					
z0400043	総務省、財務省、厚生労働省	水道事業の定義、及び交付税措置について	地方公営企業法	単独事業として行われる安全対策事業の事業費の4分の1については、一般会計からの出資を認めているところ。	f		御提案の内容は、新たな財政制度の創設・拡充を求めるものであり、規制改革の対象とはならないものである。	総務省関連としては、要望理由中、「（または、防災対策事業で借入した企業債の、交付税措置等による財政措置を行う）」について回答するもの。				

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400042	総務省	市町村合併をひかえた市町村に対する市制施行の徹底に関する要望	5080	50800003	11	株式会社ABCCオフィス	3	市町村合併をひかえた市町村に対する市制施行の徹底に関する要望	市町村合併を理由に市制施行の停滞がなく相談その他の市民生活に弊害が発生しないよう現在存在する地方自治体に対して存続する限り自主性と自立性が発揮されるよう指導徹底をしてほしい	総務省より存続する限り各自治体に対し地方自治法第1条の2の2に定める自主・自立の徹底	開発許可の相談及び市民からの福祉に対する要望まで各事務施策に詰めとやる気なさや停滞とが存在し弊害が生じている	
z0400043	総務省、財務省、厚生労働省	水道事業の定義、及び交付税措置について	5090	50900002	11	高知県 大方町	2	水道事業の定義、及び交付税措置について	水道法第3条に規定されている「簡易水道事業」「上水道事業」の定義（給水人口）、及び企業債交付税措置の見直し	「給水人口」及び「企業債交付税措置」の見直しを行い、上水道小規模事業者の経営安定を図る。	「上水道事業」と「簡易水道事業」の違いは、給水人口（5千人以上）で判断される。 「上水道事業」の場合は、資本費（単価）により補助事業の採択が判断されるため、小規模事業者でも単独で整備を行っている場合が多い。 近い将来に予想されている「東南海地震」への防災対策について、「国庫補助事業の採択基準」は緩和されているが、「企業債」については「上水道債」が適用されるため、予算処置が厳しい状況である。 そのためには、「上水道事業」の「給水人口」の見直しおこなうことにより、小規模上水道事業者を「簡易水道事業」として「国庫補助事業」導入を柔軟に対応できるようにする。（または、防災対策事業で借入した企業債の、交付税措置等による財政措置を行う）	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400044	総務省	業者登録制度の緩和	地方自治法第167条の5、第167条の5の2	普通地方公共団体の長は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。	c		地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて個別に決定されるものであり、また、地域の実情等を踏まえるべきものである。そのため、業者登録を集約化することも、一定基準を満たした業者について全地方公共団体間で統一的に登録免除とすることもできない。		入札に対する基準については、貴省回答にある事業の内容や地域の実情を踏まえるべきものであることも理解できるが、一方で共通化できる部分も多数あり、事業の効率化を考慮すると共通化する方向も検討すべきと考える。事業の効率化の観点から、ベース部分の共通化に向けた離型・フォーマットに関する対応を改めて検討をされ、示されたい。	c		地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて個別に決定されるものであり、また、地域の実情等を踏まえるべきものである。登録事項のベース部分についての考え方も自治体ごとに当然異なるものであり、共通化にはなじまないものである。
z0400045	農林水産省、 総務省	土地開発公社所有地の活用促進	公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項	土地開発公社は地方公共団体等の依頼に基づき公有地となるべき土地等を取得・処分することができる。 また、公拡法第17条に規定された業務の実施に伴う公有地の管理、有効利用の観点から、10年を超えない範囲で賃貸等を行うことができる。	d	-	土地開発公社が地方公共団体等の依頼に基づき取得した土地について、依頼元団体等に売却するまでの期間、管理の一環として暫定的に農業者等に貸付すること、及び市民農園を開設して土地を有効に活用することについては、公拡法等においては規制していない。	左記判断においては、農地法等の観点は含まれていない。				

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400044	総務省	業者登録制度の緩和	5091	50910001	11	株式会社ノヴァ	1	業者登録制度の緩和	<p>民間事業者が地方自治体の事業を請負うためには、事前の業者登録により参加資格を得なければなりません。この業者登録制度の都道府県（および政令指定都市）への集約化、または資本金・従業員数・キャッシュフロー等の基準を設け、基準以上の企業については登録免除とします。</p>	<p>【具体的な提案】 各自治体が必要とする登録情報を1つにまとめたものを「業者登録共通フォーム」とし、全国の自治体の業者登録の際に使用します。 各自治体が必要とする登録の情報については添付の資料を参照ください。各自治体に共通する割合が高い情報については*をつけてあります。 添付の資料のように、各自治体で求める情報のうち、共通する割合が高いものを「業者登録共通フォーム」に盛り込みます。 【期待される効果】 民間事業者の、業者登録が容易となり、各自治体に対する民間事業者の登録数が増えます。 自治体を実施する事業に対して、多くの民間事業者が入札等に参加することが可能になり、健全な競争が行われます。</p> <p>現状、多くの自治体において業者登録に必要な書式、提出書類、提出方法、提出時期などは異なっております。しかし、提出すべき情報には共通部分もあり、かつ異なる部分も幾つかのタイプに分類することができます。イメージしやすいように例を挙げると、自治体ごとに異なる必要情報のタイプがA-Jくらいまで10種類ほどあるとすると、AとBの情報が必要な自治体やC-Gを求める自治体というように分類できます。ですから、登録のために必要と考えられる情報を網羅して、ほぼ全ての自治体の登録様式として活用できるものが作成可能と考えます。もちろん登録にも幾多の種目がありますので、上記例にそぐわない種目については一旦現状のままでもやむを得ないと存じます。一元的な登録業務を行えば、官民双方の業務効率が改善され、コスト削減が可能と考えます。事情によりどうしても特定の情報が必要である場合に限り、例外措置を認めることにすれば、地域の実状を踏まえる事も可能です。</p> <p>現在、各市区町村個別に行っている業者登録の管理業務を、都道府県（および政令指定都市）に集約化すれば、全国トータルの業者登録管理が激減するため、仮に1市区町村平均で2.1年分の経費が</p>	<p>現状の業者登録は、官民ともに非常に手間とコストがかかる仕組みになっており、実質的に登録の制限につながっております。具体的には、各市区町村ごとに必要な書類が異なる、書類の書式が異なる、多くの自治体は、申請書を現地に購入に行かなくてはならない、申請書交付時期、提出期間が各市区町村ごとに異なり、企業自ら常に確認しなければならず、約半数の自治体は、申請書を現地に提出に行かなくてはならない、多くの自治体は当日の書類提出に、半日を要する、以上を2年に一度行わなければならないという現状です。</p> <p>先々（向こう2年間）の受託の可能性を考えれば、すべて登録を行いたいところですが、手間とコストを考えると登録を見合わせる結果となります。</p> <p>事例としても、ある自治体の契約課の方針変更により、入札参加資格が得られず断念したケースがございます。2001年～2002年3月にかけてある自治体の教育委員会と、学校への講師派遣について共にプランの打合せを行い、翌4月に入札となる予定でした。しかし年度が変わり4月になると、契約課の方針が非常に厳しくなり、いかなる場合であっても業者登録をしていない民間事業者との契約は不可ということになりました。その自治体の2002年度の業者登録は、2000年に終了しておりました。急な方針変更に対しての後日申請や、特別許可を要望し、教育委員会からも契約課に善処を求めるよう要望されましたが、遂に措置はなく、入札参加を断念することになりました。教育委員会は長く弊社と打合せを続けてきたこともあり、個人的にも弊社に期待されていただけに非常に残念な結果でした。このような事態を回避するためには、事前の業者登録は欠かせませんが、前述の理由により手間とコストが膨大なため、登録に消極的なのが現状です。</p>	(株)ノヴァ調査『業者登録内容の調査』(2004.6.29)を添付。
z0400045	農林水産省、 総務省	土地開発公社所有地の活用促進	5092	50920002	11	三浦市	2	土地開発公社所有地の活用促進	<p>土地開発公社が、農地を所有し、また、賃貸（市民農園等）することができるように「農地法」、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」及び「公有地の拡大の促進に関する法律」を改正する。</p>	<p>土地開発公社が、農地を転用して行う予定であった事業用地、あるいは、代替地としての使用を想定し、所有権移転登記請求権の仮登記により、その権利の保全を行っている農地について、土地開発公社に所有権移転し、農業者等に貸付することにより活用する。</p> <p>また、所有地を処分するまでの期間、市民農園を開設し、土地を有効に活用する。</p>	<p>本市において、事業を行う場合に、農地の代替地を求められることが多い、農地所有者との間で、土地売買予約契約を締結し、所有権移転登記請求権の仮登記により、その権利の保全を行っている。しかし、当初予定した事業の実施が遅れるか、見直しを求められているものが多い。先行取得土地が代替地として用に供するまでに長期間を要しているのが実態である。</p> <p>よって、土地開発公社が、農地を積極的に活用することにより、管理にかかる負担を軽減し、代替地として利用する際の簿価の上昇を緩和し、再取得における負担の軽減をはかる。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400046	全省庁（人事院と 金融庁を除く）	補助金適正化法の運用の一元化	補助金等適正化 法	-	-	-	制度を所管しているのは財務省であ るので回答する立場にない	-	各府省庁において、処分制限期間 が統一されていないことが問題で あり、各府省庁が統一して同じ基準 となるように調整されたい。	c	-	制度を所管しているのは財務省で あるので総務省は回答する立場に ない。 なお、統一について方針が示され ればそれを踏まえて対応を検討す る。
z0400047	総務省、環境省	不正軽油対策	地方税法第700 条の22の2、22 の3等	元売業者等が軽油と軽油以外の 炭化水素油を混和して炭化水素油 を製造するとき、その他軽油を製造 するときは、製造を行う場所の所在 地の都道府県知事の承認を受けな ければならない。都道府県知事 は、軽油引取税の取締り又は保全 上特に必要があると認めるときを除 き、同項の承認を与える。 都道府県知事の承認を受けない で上記の製造を行った者等は、5年 以下の懲役若しくは500万円以下 （法人：3億円以下）の罰金に処し、 又はこれを併科する。当該犯罪に 係る炭化水素油について、情を 知ってこれを運搬等した者は、2年 以下の懲役若しくは200万円以下 （法人：1億円以下）の罰金に処し、 又はこれを併科する。	d	-	軽油に軽油以外の炭化水素油を 混和するなどして軽油を製造するこ とは脱税目的以外にも行われてお り、また、軽油引取税は軽油の流 通段階で課税されることから、製造 段階で脱税目的の軽油かどうか判 断することは困難。 なお、平成16年度地方税制改正 において、軽油引取税について、 脱税犯の罰金刑及び製造承認義 務違反の罰則の大幅な引上げ、不 正軽油等譲受罪（購入者罰則）の 創設、法人重科等といった罰則の 強化等を行ったところ。 特に、改正前は混和の場合にの み都道府県知事の承認が必要とさ れていたが、広く軽油を製造する場 合に承認を必要とする改正を行っ たところ。軽油引取税の取締り又は 保全上特に必要がある場合は承認 を与えないこととしており、仮に承 認を受けないで製造した場合には 直ちに罰則の対象となることから、 実効的な不正軽油防止対策が可 能となるもの。 これらの改正により、脱税の防止 について相当程度効果があるもの と期待。	要望者からの下記追加意見に基づ き再検討されたい。「国民の健康と 生活環境を守る観点から、抜本的 な解決のためには、不正軽油の製 造禁止措置等を早急に講じるこ と。」	d	不正軽油防止対策は、軽油引取 税の保全上はもとより、国民の健 康と生活環境を守る観点からも重 大な問題と認識しており、平成16 年度地方税制改正において、軽油 引取税についてこれまでにない改 正を行ったところ。 要望主体においても改正法を積 極的に適用し、不正軽油防止対策 を一層推進するものと期待。		

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400046	全省庁（人事院 と金融庁を除く）	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一（一本化）を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の但し書きには、財務省令に連動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したもの（例 鉄筋コンクリート）や購入したもの（パソコン・サーバ）が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	
z0400047	総務省、環境省	不正軽油対策	5095	50950017	11	東京都	17	不正軽油対策	不正軽油による環境悪化を防止するとともに、流通形態の多様化に伴う脱税、滞納などの問題に対処するため、不正軽油の製造を禁止するなど、抜本的な対策を早急に講じること。		・平成16年度の廃棄物処理法の改正では硫酸ビッチの保管基準等の強化等がなされ、平成16年度の地方税改正では、軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲受に関する罰則の創設等が盛り込まれた。 ・しかし現行法では不正軽油を製造する行為や硫酸ビッチの不法投棄を根絶することは極めて困難である。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0400048	総務省	地方債の制限の緩和	地方財政法第5条第5号	地方財政法第5条第5号において、公共的団体等が設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費については、地方債をもってその財源とすることができる。	d	地方財政法第5条第5号において、公共的団体等が設置する公共施設に該当するものであり、その建設事業に係る負担又は助成に要する経費は、法律上、地方債をもってその財源とすることができるものである（国立大学法人については、地方財政再建法上寄附が原則として禁止されている。）。 ただし、歳出の財源を安易に地方債に求めるというような財政運営は、長期的な観点から見て適当でないことから、このような補助金債については、地方公共団体による助成の適否、地方公共団体の財政に及ぼす影響、助成対象範囲の妥当性等を考慮の上、許可を行うこととしている。			要望元から、以下のような趣旨の問い合わせがきております。問い合わせの趣旨を踏まえ、ご回答をお願いします。【要望元からの問い合わせ】今回の規制改革要望は、学校法人による大学等の設置に対して地方公共団体が助成を行う場合、その財源として地方債を充てることが、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第16条に規定する「同意基本計画に基づき拠点地域内において整備」するに限らず、地方債をもってその財源とすることができるものである。 ただし、歳出の財源を安易に地方債に求めるというような財政運営は、長期的な観点から見て適当でないことから、このような補助金債については、地方公共団体による助成の適否、地方公共団体の財政に及ぼす影響、助成対象範囲の妥当性等を考慮の上、許可を行うこととしている。	d	-	
z0400049	総務省	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	独立行政法独立行政法人通則法第47条第2号	独立行政法人の余裕金の運用先は、「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」と規定されており、主務大臣の指定があれば信用金庫及び信用金庫協会も余裕金の運用先になり得るものであり、一律的な差別的取扱を行うものではない。	d	（説明） 独立行政法人の業務上の余裕金の運用方法については、独立行政法人通則法（通則法）第47条により、「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」等に限定されている。 この規定は、独立行政法人が公共性の高い事業を実施していることに鑑み、安定的に業務運営を行わせる必要性から、余裕金の運用先を安全資産に限定するとともに、 具体的な運用先の範囲については、各法人の業務・財務の性格に応じて決められるよう、通則法で一律に列挙せず、各法人を監督している主務大臣の判断に委ねる との考え方によるものである。 したがって、通則法の改正を行わなくても、主務大臣の指定があれば信用金庫と信用金庫連合会を独立行政法人の余裕金の運用先に加えることは可能である。 なお、御指摘のあった「政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大」を行った際には、独立行政法人と同様に「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」などと規定されている特殊法人についても、各所管府省は当該規定の改正を行わず、信用金庫と信用金庫連合会を追加指定することにより対応している。		回答では、「通則法の改正を行わなくても余裕金の運用先に加えることは可能である」との見解を示されているが、解釈の徹底の観点から一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。	d	-		

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0400048	総務省	地方債の制限の緩和	5135	51350002	11	地方公共団体	2	地方債の制限の緩和	地方財政法第5条第5号の「公共施設」に、国立大学、及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学を含むものとする。	国立大学法人が学部学科を設置する場合、当該設置に要する費用に充てることを目的として、地方公共団体から当該法人へ地方債を財源に財政的な支援を行う。また、学校法人が新たな大学、学部又は学科を設置する場合にも、同様な支援を行う。これにより、地方公共団体からの財政的支援が容易になるとともに、地方公共団体にとっても、財政負担が平準化される。	学校法人の大学の設置に対して、地方公共団体から助成を行う場合、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第16条により、財源に地方債を充当できるが、この法律によらないで、地方債を充当することができるようになれば、大学の設置等が容易になり、地域の高等教育機関整備が進む。また、国立大学法人に対しては、地方公共団体からの助成が、現在認められていない。上記1の規制改革とあわせて、本規制が緩和されれば、学部学科の設置に対する地方公共団体からの支援が容易になり、地域が目指す学部学科の設置が進む。	本規制緩和については、上記の寄附金支出の制限の緩和が前提となる。
z0400049	総務省	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	5139	51390039	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	39	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	独立行政法人の余裕金の運用先に「信用金庫及び信用金庫連合会」を加える。		独立行政法人が余裕金の運用にあたり信用金庫又は信用金庫連合会への預金を行うには、主務大臣の指定が必要とされている。また、政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大については、「規制緩和推進3か年計画」において「信用金庫及び信用金庫連合会」を追加する旨の閣議決定がなされており、独立行政法人についても同様の規定とするよう独立行政法人通則法の改正を要望する。	